

令和5年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第1号）

1 令和5年12月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番	水橋直行	8番	森 ルイ
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） ただいまから令和5年度第4回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において水橋直行議員、森 ルイ議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会議は、本日から12月20日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は9日間に決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月から令和5年10月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

一般質問、企業誘致についてということで質問させていただきたいと思います。

今、この町が置かれとる状況についてですが、もう人口減に歯止めがかからん状態になってきょうるのが今の現状だと思います。その人口減に歯止めをかけるためには、住居、仕事がまず必要だと思いますが、町もサテライトオフィス事業をはじめ、企業誘致に関してはいろいろと活動してきているところとは存じております。ただ、なかなか結果につながるものではないというのも併せて承知しておりますが、今後もめげずにその活動にどん

どんつなげて、いい方向になるようにつなげていただきたいと思います。

そこで、今、企業誘致、これからの企業誘致というよりは、今までの企業誘致をした企業で、うちの町の中で大きなウエートを占めている企業が皆さんご存じのとおり長島にあると思うんですが、その企業誘致の結果で火力発電所が長島にできました。その発電所に関係しての質問をさせていただきたいと思います。

今現在は、大崎クールジェンのプロジェクトとして稼働しておりますが、当初予定が2022年度いっぱい終わる予定だったのが、ブラックペレットの燃料燃焼試験ということで2年延びて、2024年度までの試験と今現状、公にはなっております。あわせて、2024年度までカーボンリサイクル事業というのが国の主導で今現在事業を行っているところですが、僕、この議員になってから8年目になるんですが、当初からずっとこの発電所自体がなくなったら絶対に困る、町には絶対マイナスしかないということはずっと常々言い続けさせてもらってきたんですが、この間、町から一度も要望、委員長要望等々というのは来たことがないんですという回答しか会社のほうからはいただいておりません。いろいろ話をさせていただく中で、たまたまどこかの会合とかであったりとか、挨拶、年に一、二度、挨拶に来ていただけたりするんで、そのときにいろんな話をするというのは当然しとるんだとは思いますが、ついでに併せて要望するような事項ではない、町にとってはすごく大切な事項だと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員、ちょっとマイクをもうちょっと。

○7番（水橋直行君） 入ってない、すみません。

○議長（信谷俊樹君） はい。

○7番（水橋直行君） と思います。すごい重要な案件だと思うのですが、町はどのように考えているんだろうというのが伺いたいんですけど。

まず、その伺う前にですが、先般から一応いろいろ町長にもお願いした上で、まだ行ってない現状は変わってないとは思いますが、議会のほうの提案から、近いうちにクールジェンのほうにこの要望活動行きましょうという話になったら、町長にも一応話をしに行ったら、快く同行してくださるということだったので、心強いと思いますので、それは今質問前にお礼としてありがとうございますということなんですが、今後の思いとして、今までの、今、町長になられてもう半年以上過ぎましたけど、今現状で実際に挨拶とかお願い、要望というのは行ってない状況にあるとは思いますが、これからどういうふうにご考慮されるのかをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えします。

ご質問の長島にある発電所についてどのように考えているのかについてでございます。

中国電力株式会社大崎発電所につきましては、これまでの先人の皆様による企業誘致のたまものであります。現在、同敷地内において革新的低炭素石炭火力発電の実現を目指した実証試験研究プロジェクトが国を挙げて続けられております。その推進役である大崎クールジェン株式会社は平成21年に設立されました。14年前の平成24年度から通商産業省の補助事業に始まり、今は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの助成事業として展開されております。

しかしながら、その実証実験プロジェクトは令和6年度末まで延長されているものの、今後の展開はいまだ明確に示されておられません。その将来的な動向は、国の脱炭素政策のかじ取りの方向にかかっているものと認識しております。このため町長としましては、国の関係者やあらゆる人的ネットワークを駆使して情報収集に努めているところでございます。企業誘致はもとより企業経営の根幹に関わる事項は、当事者間で極めて厳しい情報管理の下に置かれているものと推察しており、先方に対し慎重の上にも慎重に、かつ丁寧な対応が求められております。

地元大崎上島町においては、水橋議員からのご指摘はごもっともであるとともに、多くの町民がその動向に気をもんでいる状況にあります。何よりも大崎発電所や大崎クールジェンは何物にも替え難い、島を代表する財産であります。

まずもって年を明けて町議会と力を合わせ、町を挙げて国や関係団体等にその熱き思いを届けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ちょっと再質問に入る前に一つお願いがあるんですが。

資料を議席に忘れたんで持ってきてもいいですか。

○議長（信谷俊樹君） はい、いいです。

○7番（水橋直行君） 申し訳ないです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 申し訳ありません。

今、町長に答弁いただきました。ちょっと細かい内容はこうなんですと事業を言おうと

思いながら、多分町長が言ってくれるだろうと思ったら、そのとおり言っていたんでちょっと説明が省けたんでありがとうございます。

の中でなんですが、今先ほど町長が答弁いただいたとおりで、情報収集しながら精査しながら今後も要望していく、端的に言うとその話だとは思いますが、これ実は今までもずっと同じ答弁を過去にもされ、谷川町長がというわけじゃないですけど、町からの答弁として、過去にもずっと同じような内容での答弁がされてきております。その中で7年、8年たってきているのが現状です。の下ですが、要望事項、うちの町の要望、もう端的に一言で言うと残ってほしい、これが一番端的な要望だとは思いますが、その認識で間違いはないですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 先ほど申しました実証実験ということで、それをどのように今後続けていくかということにかかっているという意味で、国のほうにいろいろ情報収集を今しております。

そして、実際今まで町として具体的な行動がなかったということは、私、そこまでのことは存じ上げては、詳しくは知りませんでしたけれども、しかしそのようなご指摘を受けて、今回におきましては具体的に動けるような準備もしていこうと思っております。

いずれにしても、町長単独ではなく、議会の議長、副議長をはじめ、皆様のご意向も踏まえながら、一緒になって国あるいは中国電力のほうにもご要望させていただくという道を開けていくということには間違いございません。ただ、これについては一步一步ということだと思いますので、ぜひ議会のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 以前の町長、今の新しく谷川町長になってから、もう半年以上、僕はこの話をさせてもらって、同じ回答だったと思うので、まず町の気持ちというのは少なからず伝わっているとは思いますが、相手方企業に対して伝わっていると思いますが、今の国のほうに、国のほうにという話ではありましたが、一応民間企業として、企業がやる気にならない限りは、国が幾らやっても、国の情報を幾ら持って、幾ら国にお願いしたところで民間企業が動いてくれるわけではありません。

の中で、中国電力、大崎上島町というか、旧大崎町時代からなんですけど、この町が誘致したのは、あくまでも中国電力であって、この中国電力の発電所が2000年から20

11年だったかな、ちょっと……。入ってない、ごめんなさい。

ちょっと平成で言わせてください。平成の資料しか出てこんから。平成11年から平成12年までの運転をPFBC、当時は最先端だと言われた発電所で10年余り稼働してました。その中国電力がやってましたが、これがあまりうまくいかなかったということで、次の段階という形の今の大崎クールジェンのプラントを建設するに当たって、そのプロジェクトがありますよということで、一旦中国電力のものは休止して、今の大崎クールジェンのプラントの運転につながってきているのだとは思いますが、あくまでもこれは試験研究プラントであって、今後恒久的にあるものではないです。

その中で、クールジェンができて2年、クールジェンプロジェクトも延長して、その間に先ほど言われたNEDOが入ってきて、2015年まで稼働、試験研究をしてくれるということで、取りあえず再来年度までは何らかの形であるんだとは思いますが、あくまでも大崎クールジェンは中国電力ではありません。別の企業であります。終わった後というのは、結局中国電力に返されるはずだと思うんですが、その中で今動かないといけないよ、早く動かないといけないよ、情報収集だけしとったんじゃ駄目ですよって僕は今までずっと言い続けて、谷川町長にも就任当初から言わせてもらっていると思うんですが、実際、この発電所が来るまでにですけど、もともと昭和51年に環境調査が開始しました。そのときにいろいろ反対運動等々あって、場所も以前の候補地から今の長島に変わったりしております。その中で誘致が決まって、昭和51年から実に運開できたのが平成11年です。今日誘致が決まったからあしたできるようなものじゃないんです。いつまでも調査ばかりしとったんじゃあ、一遍中止が決まって、またさらに誘致、仮に決まったとしても、もう何十年も先にならんと今の状態にならないです。

の中でですけど、まずは町の意向というのはしっかり伝えていくべきだと思います。その中で、先日、中国電力の売上げが最高益だということで、島根県知事が中電本社のほうに電気料金を安くしてくれ、株主に還元するんなら、併せて電気料金も安くするべきじゃないかという嘆願に行ったのはご存じだと思うんですが、言った言わんという中で、密室の中で意思表示をしても、聞いた聞いてないという話になりかねないです。そのために、ああやって報道も一緒に引き連れていったら、絶対に行ったのは世の中の人を確認してまずし、町の要望というのがはっきりと明確に、継続してほしいっていうのははっきり伝わって、誰が見ても伝わるものだと思います。

ていうのが、以前、この町もネットワークを今的高速ネットワークに更新して、もともと

と行政が設置したものに対して民間の企業で管理してもらう。それも契約で縛ってやりましたが、これもグループ会社でありましたが、話をしようる途中で1年契約を残して、もうやめたというて手を上げられたりしたことがあります。これもう先に撤退が見えとるけん、そういうことをしたんじゃないかと疑うような、ちょっと信じれないような行動がありました。とか、あの中での現場では、やった仕事に対してお金を払わんどというて脅しがあったりしたこともあります。そういうことが意思の疎通がなく、相手の話がちゃんとお互いに伝わってないから、余計にそういう現象になったんだと思うんですが、まず町からの意思を早く示してほしいという中で、ちょっと今の発電所がどんだけ僕、大切なかなというんで、数字的に確認したいんですけども、今、大崎上島町の税収の中で、各企業はたくさんあると思うんですが、全体で固定資産税等々、いろんな税収があると思いますが、企業がいたるために町の企業から頂いている税収っていうのは幾らほどありますか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

令和5年度の調定見込みで申し上げますが、個人、法人を含めた住民税、固定資産税、軽自動車税、町全体で合わせて約11億7,800万円、そのうち中電関係の企業につきましては3億7,800万円、パーセントとして約32.15%となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 中国電力グループで3割以上のものがある。上位5社っていうと、どれぐらいありますか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 水橋議員の質問にお答えします。

上位5社としましては、税収として4億6,100万円ほど、パーセントとして39.17%となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の数字でも分かるように、5社の中で、ほとんどが要は中電グループからもらっている。これ以前、昔から、昔からというか、大崎クールジェンは、あそこはあくまでも試験プラントなので、固定資産税等々が償却が4年償却だったと思うんですが、どんどんどんどん毎年償却されるんで大分減ってはきていますが、3年前、4年

前ぐらいだったら5割程度あったと思うんですが、違いますか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 上位5社の数字でお伝えしますと、令和2年度が54.74%、令和3年度が45.1%、令和4年度が38.93%となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の令和5年度と同じように、グループ関係はほぼ大半はやっぱり中国電力グループだったと認識でよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 上位5社のうち、中電関係グループについては2社ほど入っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、数字で挙げてもらったとおりになんですが、島というか、大崎上島町の運営には多大なる必要な企業だというのは認識できたんじゃないかと思うんですが、この数値って、この数字の大きさを、町長ご存じでしたかね。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 承知しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その上でですか。先ほども言ったとおりですが、2024年に延長されて、今正式にというか、公に計画があるのはあくまでもクールジェンプロジェクトは2024年まで、その後、白紙という状態だとは思いますが、もう2年ないんですよね。情報収集を幾らしてるしてるというても、まず行動をしない限りは相手に意思は伝わりません。

僕も中の企業で働かせていただいていますので、折を見ていろいろ話をさせてもらいますが、その都度、町からの依頼はないけんねというて、水橋さん、議会のほうから言われるのは重々承知しとるけん、町の意向も当然分かるとるのは分かるとるんです。ただ、依頼がない以上、動きようもないですよというて言われると、それ以上もう何も言えないんですよ。これが現実なんだと思います。

先ほども言ったように、意思の疎通ができてないから、企業は契約を残して撤退してみ

たり、打合せでしっかり論議してやった仕事が終わったにもかかわらず、ほかの仕事をせえ、金払わんどというて脅しがあつてみたり、意思の疎通が結果としてできてないからの行動だと、悪気があつてやりようのわけじゃないんだとは僕も思うんですが。悪気があつてやりようたら、ちょっととんでもないと思いますけど。悪気があつてやったことではないと思いますけれども、ただ、意思の疎通がやっぱりできてない。

町からの依頼がないからできていないのが現状になっておるとは思います、まず意思として、内容はいろいろ情報聴取した上で、さらに対話をしながら話をしていけば済むことだと思いますし、今の昭和50年に誘致が決まって、環境調査が始まった頃の話は昔話で当時の担当、携わった方、町の方、中国電力側の方等々、話を伺った上でも日々の対話がちゃんとあつたと、町の意向もしっかり聞かせてもろうと。とはいえ、企業なので、企業からの思いもしっかり話させてもらった。お願い1回やったら終わりじゃないんです。いろいろ調査する中で、いろいろ対話は多分必要だと思うんですけども、忙しい中、難しいというたら、それまでかも分かりませんし、行けない時間も多々あるとは思いますが、就任当初から、いつでも僕は協力します、僕はあそこいで働いていますので、すぐいつでも協力、要望、一緒に行きますというてずっと言わせてもらってきていると思いますが、もう半年以上過ぎて、ただの一度もまだ行ってないんですよ、結果として。これで町の思いって伝わるとは思いますかね。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 大崎クールジェンについて、まず考えを述べたいと思います。

中国電力2分の1出資法人となっております。大崎クールジェンのほうに、この場で社長と話したことをどうこう言うのは差し控えたいところなんですけれども、原則的にその2分の1を中国電力が出資している立場として、大崎クールジェンの社長さんもその意向を無視できないと。逆にその意向がある中でどうこうということ言うことは今のところはできませんということをはっきりと申されております。

そういった中で、逆に今度は中国電力の思いというところになりますと、それは中国経産省あるいは国の経産省本省の意向によって、今の化石燃料の発電をどうするかという、COP28でこの間、首相が低炭素というようなお言葉を使いました。これまでは脱炭素だったところが低炭素といった意味合いはどういうことかということぜひこの場でお伝えしたいと思います。

といいますのも、今、国の政策あるいは世界の政策として、脱炭素というのがかなりの

部分、大手を振って歩いております。しかしながら、大崎火力、まさに火力発電所、そこは石炭を使って事業展開をし、かつ大崎クールジェンにおいても、その石炭を利用して水素発電というふうなところまで、蓄電池も含めて利用していこうという展開をしております。その展開もぜひ続けてほしいという話をしたときに、先ほどの大崎クールジェンあるいは中国電力の反応というものがございます。

そういった中で単なる要望あるいは陳情だけで事は済まないというふうに私なりに判断をしておる、認識をしておるところでございます。そういう意味で、またそこら辺の進め方におきましては、先ほど申しましたように慎重な対応をして、どこにスポット的に話をしていくかということは今内々に検討しているところです。それにつきましては、また議会のほうにもご説明をした上で一緒に行動をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、僕の言ったことと反したことの答弁だったと思うんですが、反したというか、言うところの内容は同じ部分と反した部分があったと思うんですけども、要は対話する上でいろいろ意見調整等々はしないとイケないと思うんで、言よる部分は確かにそのとおりの部分はあると思いますが、先ほど言われたクールジェンの社長と中電の方と話した等々、あくまでもどっかの挨拶であったりとか会合で会ったときの話であって、実際にちゃんとその話をしに行ったわけじゃない、ついでの話なんですよ。そういうのを町の意向として言うのはなしでしょって僕は言いたいんです。の中で、町の意向は意向としてしっかり伝えた上で、その上で対話をしながらいろいろ詰めていく。情報収集も当然その中でしていく。意思をはっきり出して。じゃないと次には動けないんですよ。何ぼう情報収集しても、どういう思いを持っとっても、行動に起こさない限りは次には進めないんですよ。その次に進むためのステップを早くしないと時間がないっていう話をさせてもろうたんです。

これ町長にも僕、直接話しさせてもらったことがあります、株主総会の後だったと思うんですが、中国電力の副社長さんが挨拶に来られたときの話で、町長もお話したんでしょうし、僕も挨拶の中で話をさせてもらった中での話なんです、上関町で原子力、放射線の廃棄物中間処理施設が関西電力と一緒に建設することとなりましたけど、どうしてこの今のタイミングなんですかという質問をさせてもらいました。そのときに、その副社長が言われたのが、上関町の町長さんがちょうど替わったタイミングで熱心な要望があっ

て、これのきっかけに何かないかということがあった上で、中国電力と関西電力と共同で一緒にこういうことができないかという検討にもつながり、あくまでも町長が動いてくれたおかげでつながったんですっていう話をしていただいたので、町長にもすぐその話をしに行って、今ですよ、動くのは、もうなったばかりじゃけえ、タイミングは一緒じゃないですかというて僕が言ったら、そのとおりです、すぐ動きましようというて言っていたと思うんですけども、まだいまだに動いてはいいです。情報収集っていうのは結局、僕らは議員ですけど、ここ傍聴されている方を含めて町民の方には、どんなに検討しても何もアクションがないと何もしてないのと結果は一緒、何をしとるんか分からない状態ではないんです。密室の中でいろいろやっても何も伝わらないんですよ。

そういう上で今回、議会のほうから議長といろいろ話しした中で、それはけつを上げようということで、けつ上げて、ちょっと言葉が変なあれですので、腰を上げてもらって、クールジェンのほうに要望に行くのに、当然すぐ町長にもお話しさせてもらったときに、快く二つ返事で、ああ、ぜひぜひ行きましよう、スケジュール調整しましようということで、行かせてもらうことになったんです。それはもう心強い、ありがたいことなんですけど、まずこれは第一歩にしたいとは思いますが、これはあくまでも議会の主導で行くじゃな、町がやっぱり主導して、それに僕らが議員がもっとサポートしていくのがもっと心強いものだと思うんですけども、そういうふうな活動方針にはならないですか。今言うように、やっぱりずっと待ち待ち待ちで、結果が見えるか見えんか分からんけど、期間が過ぎていくのをずっと待って、その上でじゃないと腰は上げられないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

今まさに時が熟してきたというふうに私は理解しております。そのきっかけを町議会のほうから申し出てくださったときと、今私が動ける状態がいみじくも一致したというところでございます。そういう意味で、町長としてということのご質問だと思います。

ご指摘のとおり、町長としてもできる限りのことは動いて伝えていきたいと思っております。先ほど答弁でも申しましたように、年明けには、国あるいは中国電力に対して議会と共に動いていくということを第一歩とさせていただきたいと思っておりますので、その展開につきましては、先ほどCOP28の話を出しましたように、そういう複雑な要件があるということだけのご理解いただいて、その要望活動も具体的に動ける方向を考えてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 心強い答弁ありがとうございます。

ここで、僕個人的に思う部分、中国電力グループに僕は勤めとして一番思う部分なので、心に留めた上でいろいろ対話をしてほしいなという部分なんですけれども、今、中国電力、報道等々で明らかになっている数字ですが、今期は最高売上げだそうで、1兆6,000億円ぐらいの売上げがあって、そのうち純利益が1,090億円、うちの町の予算と大きく違うと思うんですが、売上げだけでも。どこぞの国家予算ぐらいの規模の会社です。うちの町、すごいちっぽけな町でしか、会社にとってみればないと僕は常々思っているんですが、役員の方と僕もしゃべりようでも、この人らの機嫌を損ねたら、僕らの町は吹っ飛ばねと思うようなぐらい怖いねと思う部分が僕個人的には持ってます。あくまでも個人の意見ですが。

とはいえ、企業が、ほんなら町は知らんわいってそっぽを向くことはないとは思いますが、先ほどの話に戻りますが、大きな、全然自主財源というか自分の力でどうにでもなれるようなだけの巨大な組織に対するお願い事項等々で要望活動を今までできて、向こうの企業との利害が一致して、ここへ大崎上島へ来ていただけたんだと過去には思うんですが、この先を見たときに、今の発電所が企業として必要ですかって言われたときに、今、火力発電所なんかばんばん休止になって、大きな発電所を建てて、原子力もそのうち多分動くんでしょう。電気が余るような方向になりかねないと思うんです。の中で、この町の特異性を生かしたような発電方式、今のクールジェンがまさにそうだと思うんですが、ような形であったり、今後先進的な発電方法があるなら、その部分であったり、あくまでもクールジェンは今の状態で保ってもらい、できるだけ保ってもらいのが当然要望としては必要なことだと思います。これは一つの企業として。

あくまでも、先ほども言うたように我が町が誘致したのは中国電力です。中国電力にもこの大崎クールジェンを長く続けてもらう上での要望も併せて、その後の要望も含めてやらないと、普通に考えて利益を考えたときにここにおける意味がないと思ったときには、ほんと切られて終わりだと僕は思うので、やっぱり対話が必要だと思うのと、意思表示が必要だと思うのと。

どっちかといやあ、もうほんまにお願いせにゃあいけん立場のほうで、この発電所がなくなって、今後同じような規模の誘致があるか、誘致ができるかということ、ほぼ無に等しいと思います。ゼロじゃないかも分からないですけども。期間も当然新たにやろう思

うたら、先ほど言ったとおりかかりますし、今言う税金、要は町のお金、財布事情も大きく変わってくると思います。また、そこの中で働いている人、企業を含めるとすごい人数が町民が働いていたり、その人らは生活する上で食料を買ったり、ガソリンを買ったり等々で、潤ったお金は今出てきた数字以上のものが確実にあると思うんですが、これがもし撤退したときにはすごい打撃にしかならないというのを肝に銘じた上で、そのさじ加減ができるのはやっぱり企業のほうだと思うんで、そこに対してどんだけ熱意を持った誠実に思いができるかという部分ですが、要望しますだけで話が決まるような話は当然ないと思いますので、当然そこは今の国の経産省等々の話も含めてだとは思いますが、しっかり国、国というて、国ばかり言っても実際企業がやってくれないと事は進まないんですよ、間違いなく。あそこの発電所というのは、あくまでも民間企業がやっているものですから、でっかい企業がやっているわけですから。国がやっとするわけじゃないんで、国があそこに発電所を造ってくれるわけじゃないんで、ある程度の抑止力等々にはなるのは間違いはないとは思いますが、まず企業あつての発電所だとは思いますが、あまり国のほうばかり行くのもどうかなと思わないでもない。大きな巨大なガリバーな企業に対しての挑戦じゃないかも分らんけど、要望として動かないといけないので、そういう気概を持ってやって進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 先ほどからの発言で、国へ国へと聞こえたかもしれませんが、国へ行くに当たって、その地元の発電所の思いを確認をさせていただきながら、またこういうことで行きますよということは当然やっていくこととございます。あえてそういうことは申し上げませんでしたけれども、水橋議員のご心配にならないようにというよりも、もちろんそういうことは考えながら、同時にやっていきたいと思っております。

ですから、ある意味、議会との歩調を合わせながら、その地元対策という意味では中国電力発電所だけでなく、中国電力本体のほうにも行っていくということをやっていけばと思っておりますので、それは言葉が足りなかつただけで、気持ちとしてはそれを同時にやっていくということには間違いはございません。ご理解ください。よろしく願いたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました。本日は、ちょっと中国電力、あそこの長島が脚光を浴びた状態で話しさせてもらいましたが、これ一企業に対する話だけではなくて、大崎

上島町、いろんな企業があります。中小、いろんな企業があると思います。その企業の中でも当然苦しいところもあれば、撤退を考えるところももしかしたらあるかもしれない。いろんな意味でいろんなところに手が差し伸べれるように目を配っていただきたいですし、大きいところだけ目を向けてもらおうとやっぱり困るので、全体を見たバランスのいいような方向で、町の活性につながるようにいろいろ誘致活動も含めてしていただきたいというお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋議員の一般質問を終わります。

続いて、浜田幸造議員の一般質問を行います。

○4番（浜田幸造君） おはようございます。

今日、2問、質問しますので、よろしく願いいたします。

1問目なんですけども、神峰登山道の維持管理と改善について質問いたします。

登山口であるかもめ館付近で、島外からの登山者をよく見かけますが、年間何人くらいの利用者がいますか。

観光スポットである山頂からの展望は、瀬戸内海でも有数の風光明媚な景勝地として知られています。しかしながら、かもめ館からの登山道は、一部階段区間があり、一段一段の高さがそれぞれ違い、その上、シダが高く生い茂っており、またスベリの区間は滑りやすい砂利道で歩きにくく、安全で安心して利用できるような道ではないと思います。階段の高さの改善、シダの除草と年間通しての維持管理はもちろん必要ですが、登山者が休憩をしながらゆっくりと山頂まで登れるよう、以前あった休憩所を整備し、テーブル、ベンチなどを置くようにし、登山道の利便性を図ることはできないか、今後について聞かせてもらいたい。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 浜田議員の質問にお答えします。

神峰に訪れる観光客は、令和4年度に約3,500人となっています。そのうち、木江側のかもめ館からの登山客は約400人となっております。

神峰の登山道は登山客の安全確保をするため、令和4年度に手すり設置工事を実施しましたが、草刈りなどの維持管理をしてないことや、段差が高く歩きにくい場所が多くあり、登山客の安全確保ができていないことは町としても認識しております。

今後、登山客が安全で安心して利用できるように除草等の管理を実施するように早急に

対応したいと考えております。また、登山者が利用する休憩所の整備は工事箇所が困難な場所であることなどから、今後の課題と考えております。まずは安全確保のための登山道の管理を進めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今、地域経営課長のほうから答弁がありましたけども、早急に維持管理はやってくれるような答弁をいただきましたけども、ここの休憩所の整備なんですけども、昔あった休憩所があるんですけども、そこを簡単に整地するだけでいいんです。あまりコンクリートやってやるとか、そういうことは考えておりません。それから、そこにベンチとか、ああいうことは置くように考えてないですかね、今後。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今要望されているものが大きなベンチとかテーブル、あずまやとか、そういうことを考えられているのかと思って、今後の課題としてたんですけども、規模的なことを、また登山者等、また管理されてる方、かもめ館の館長さん等に確認しながら、ちょっと検討させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） ベンチ等なんですけども、そんなに大きさに考えておりませんので、早急にできましたらベンチとかを置くように検討して、お願いして、この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） それでは、2問目の質問に移ります。

大崎隧道の上の砂防整備事業の進展について質問いたします。

広島県は、数年前から大崎隧道の上に砂防堰堤と砂防施設の整備計画を進めております。工事着手は何年度からになりますか。

集中豪雨による土石流等の土砂災害から下流域にある人家、生命、財産、公共施設を守るためには、砂防堰堤の設置及び溪流保全などの砂防施設の整備が急がれます。県に要望している地区を含め、現在計画を進めている箇所があると思いますが、現状を聞かせてもらいたい。また、現在の砂防指定地と砂防堰堤の設置数を地区ごとにお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

砂防堰堤というのは、山の斜面や川底などから流出する土砂をためて川の流れを緩くしたり、斜面崩壊や川の浸食が進むのを防いだり、一度に大量の土砂が下流に流れ出て災害起こさないように土砂の流出をコントロールすることにより、下流の人家等の土砂災害を未然に防止するために整備している施設でございます。

ご質問の、大崎隧道の上の砂防設備事業は、平成30年に砂防指定地に指定され、令和2年度から用地交渉を開始し、地権者の約8割の同意をいただいております。残りの用地については用地の交渉中であり、用地の取得が完了した次の年度から工事の着工となる予定でございます。

次に、県に要望している地区は、東野地区の小原川、そして沖浦地区の当座浜川が要望しているところでございます。

また、工事、用地取得等に着手している箇所は、大崎地区の小野川支川を含め4件で、小野川支川については次年度完了予定と県から伺っております。

最後に、現在の砂防指定地の数でございますけれども、木江地区19か所、大崎地区18か所、東野地区18か所でございます。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） ありがとうございます。

建設課長の答弁では、大崎隧道の上の砂防整備事業は現在用地交渉中ということで、工事着工は早くとも令和7年度ぐらいになると思います。

それから、地区名をできたら教えてもらいたいんですけども。

それから、県に要望している地区は、東野地区の小原支川、沖浦地区の当座浜川を要望しているとのことですが、既に2地区とも事業採択を受けていますか、現在の進捗状況はどうなっていますか。

また、工事、用地取得等に着手している大崎地区の小野川支川を含め4か所で、小野川支川については令和6年度完成という予定ということですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大崎隧道の上の砂防設備事業については、県の事業箇所でございます。事業の名称としては、東川ということで登録されております。

それから次に、砂防堰堤の計画をしているところとして、東野地区の小原川と沖浦地区の当座浜川、2点あるんですけども、順次進めていくということで、まだ事業採択には至っておりません。県が地形等の調査中ということでございます。

それから、小野川については、令和6年度完了予定ということで工事が粛々と進んでいると伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） ありがとうございます。

事業を推進する中で予算の確保、また地権者の協力なしでは事業実施は困難ですが、集中豪雨等による土石流災害はいつやってくるか分かりません。土石流災害を未然に防ぐためにも砂防施設の整備が急がれます。現在、用地買収等計画に上がっている地区を県と協議し、早期完成を目指してください。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 答弁はいいです。

○4番（浜田幸造君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 本日は、2問質問をさせていただきます。

まず1問目、これは町長にお伺いしたいと思いますけれども、町長、今、上島管内、数か所回って自治振興車座談義、この8文字の漢字が並んでおりますけれども、この車座談義、目的、そして今まで行った談義の中の成果はどのような成果があったのか、お聞きしたいと思います。

これにつきまして、まず町長に、本心なのか芝居なのか、お伺いします。

島の厳しい現状を正しく認識するために、DX技術を活用して調査、分析をデータ化し、町民に情報公開しますと。2つ目に、次に守るもの、変えるもの、後世に託すものと区分し、町民と協議しながら優先順位をつけますと。そして3つ目、足りないものは、出身者や島に共感し、縁ある人などを島外から人材誘致するとともに、離島として国の交付金制度を最大限活用しますと。この言葉は、町長、選挙活動のときに随分町民の方にお話をしておりましたけれども、この言葉は単なる選挙運動に使ったのか、それもひっくるめてお伺いしたいと思います。

この談義の方法で、町民、区民の声が本当に聞こえるとお思いでしょうか。そして、区長、班長、十数人の声で区民の思いは聞くことができると思われませんか。

そして、これは執行部の中から出た言葉でございますが、人数が多いと決まらないなどの声があったと聞いております。今後、町民、区民の声を聞く場を設ける考えはあります

か、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えします。

ご質問の町民、区民の声を聞く気があるのかについてでございます。

まず、車座談義と読まさせていただきます。車座談義というのは、まさに膝を突き合わせて、町長、それも役職を越えて個人として皆さんと面談をするという趣旨で車座談義という名前にさせていただいております。

その説明はさておき、ご質問の中で、こういった発言で3項目をおっしゃってくださいました。これは本年第2回定例会、いわゆる6月議会で所信表明として示させていただいたものでございます。

その3項目を示す前提には、現在の大崎上島町長期総合計画が残すことあと2年という更新時期にあり、この先10年を考えるに当たり、数十年先を見据えた羅針盤である未来ビジョンを明らかにするなど新たな課題解決の仕組みづくりが必要であること、それには1世代先の子や孫のことも考え、町と町民がさらなる信頼の絆で結ばれる住民対話が必要であること、来年度の令和7年3月までに新しい長期総合計画を策定するため、ここ2年がかりで適宜対話の場を設けていくことを示しております。

さしずめ今現在の長期総合計画の着手状況をお示しすると、10月に計画委託業者選定のためのプロポーザルをいたしました。11月は業者と契約を締結し、11月、今100名の年齢別ランダム抽出で町民アンケート実施させていただいております。1月には地元中学生、高校生のアンケート調査を予定します。そして、その計画の審議会を1月に開催する予定でございます。まず、町民の皆様に対しては、アンケートも含めて現状把握をさせていただいております。

今後、各区や各種団体からインタビューやワークショップへの参加をお願いするなど、各学校や町民と一体となって将来の夢を語れる関係を築き、この計画に反映したいと考えております。そのためにも、この10月後半からその手始めとして町内36区ごとに自治振興車座談義を毎週開催しております。

改めてこの趣旨を申しますと、地方公共団体の基盤は、区長をはじめとした役員や班長など住民自治の最前線の担い手として、まずは町長が直接膝を突き合わせて向き合う意見交換会として開催しております。また、区によっては総会等に、団体によっては若手の意見交換会等に出席を要請されるなど、予定を調整し出席させていただいているところでご

ざいます。

さらに、来年度の新年度予算を説明するなど、必要に応じて町内旧3町で公聴会も開催してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 答弁を聞くと、すごい計画、そのように見受けられます、聞こえます。しかし、町民は谷川町長、町長になったら我々の声を聞いてくれるだろうなという期待感もありました。ところが、区長、班長十数名の人間を集めて、把握できてますか、区の中は。そういう人間に声を聞いて理解できますか。私は無理だと思います。

町民みんなに声をかけても、例えば向山区定例総会では約80名ぐらい集まりますけども、そのぐらい集まってこそ、町民、区民の声が分かるんですよ。10人そこらで何が分かると思いますか。分かるのであれば、お聞かせ願います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問に答えます。

10人そこらとおっしゃいましたけれども、実際、私も区長を2年させていただきました。その中で一番住民と接し、そして苦勞もしたのは、その班長さん方々が一番苦勞されておったと思っております。

なぜ、そのたかが10名とおっしゃいましたけれども、それは順番であったり、いろいろ気に召さなくても嫌々やっている方も確かにいらっしゃいます。しかし、住民自治組織で住民の声をまずそこで聞いてどのようにするかというお立場であることは、まさに住民自治の根幹として、まずそのたかが10名が頑張っておられると。その方々の声を聞くという意味では、苦勞話も聞かせてもらいながら、しかしながら先ほど答弁で申し上げました将来の夢を語ってもらいたい、この地域はこんなけれども、このように変わってもらいたいという声が聞こえてくるようなきっかけになればというふうについて、現在8か所開催させていただいております。

その中で具体的に何かということは、私が選挙のときに皆様方から聞いた声と重複する点もでございます。しかしながら、その課題のところも、それは区長を通じて今の制度で町長のところへ届ける形を取りながら、それで足りないことをその会議の中で加えておっしゃってくださいました。それをおっしゃっていただいたこと踏まえ、将来的に何ができるか、どうなってほしいかということを考えてくださっております。

非常にこの課題は、先ほど申しましたように長期総合計画、2年がかりでつくってまいります。その1回の会議だけでその形が出てくるものとは考えてはおりません。その代わりに、そのまず第一歩として住民自治の根幹を担って苦勞されている方からまずお声を聞かせていただくという、私は筋道をつけた上で聞かせていただく。もし、どうしても私に直接話がしたいという方については、町長室は開いております。そういう中で、その個人としてその地域のことを考えるお声、困ったことということは、まずは住民自治組織としての区長様を通して、かつそれが無理な場合、どうしてもという場合は、また長期総合計画で今検討しておりますその総合窓口をつくっていくといったところでどう取り上げるかということも含めて考えているところでございます。

必ずしもその私の真意が議員の先生方にも伝わってなかったというものは説明責任が非常に少なかったということは反省をしております。しかしながら、今日このように説明をさせていただきたいのは、演技でも何でもなく、心底からこの町民の皆様の声を聞いて、この新しい長期総合計画、2年がかりではございますが、いいものをつくっていくために努力していきたい、また職員共々そのような考え方を持って皆様の声に応えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 町長として、ああしたい、こうしたいという気持ちは分かります。声も聞こえました。しかし、町長、1期4年ですね。2年がかりでこの車座談義らしきものをやって、町民の声ばかり聞いてこれで結果が出るわけでもないし、任期のうち半分、こういうことで済ませるわけですか。

やはり町民の声を聞くのであれば、隅から隅まで皆さん集まってくださいよと、私に声を聞かせてください、そういう姿勢があつてこそ、町民は、ああ、谷川町長、わしらの声を聞いてくれるな、そう認識するんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） まず、車座談義の期間でございますが、2年がかりというのは長期総合計画をつくるのが2年であつて、車座談義は32か所を毎週ということで、来年度5月6月、6月ぐらいには一通り回らせていただくことができます。

そして、今、上青木議員がおっしゃった、集めて声を聞くということは、まず区のほうからもそういう希望があればどこへでも行かさせていただきます。そしてまた、先ほど公

聴会として、住民、旧町ごとではございますけれども、皆さん集まっていたいて、一方的に説明をする事項もございますが、その場でいろいろ意見を聞いていただくということを見せていただきたいと思います。

それと1つ、先ほどの答弁で訂正が1つございます。アンケート調査、住民の部分について100名というふうに私が読み間違えたようでございます。1,000名を対象とさせていただきますので、訂正させていただきますことで答弁を終わります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これずっと話をしても仕方ないんで、町民が納得する、ああ、やっぱりやってくれたなっていう結果を出してください、ぜひとも。

この質問に対しては、これで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 続きまして、2問目に参りたいと思います。

現在、原下新開にありますレモン団地、ここに私有地があります。これはレモン団地が作成される前からできております。個人の土地がございましてけれども、この土地の中に雑木、雑草、そしてその私有地を造成しているブロック塀、これの崩壊の危機、こういったことに直面しておりますけれども、こういった状態の中で、県そして大崎上島町の執行部の担当課長さん、把握しておきながら入植者にそこにレモンの苗木を植えさせたと、これはいかななものかと思えます。

そして、もう3年たちますけれども、雑木が大きいために日陰が結構あると。そして、ブロック塀の崩壊がある、懸念される。何とかしてもらえんじやろうかという。この私有地の所有者、住宅であれば当然固定資産税も払われておるわけなんで、ぜひとも所有者に対して対応の仕方並びに今後のこうしたらいい、ああしたらいい、何か案があれば入植者に提案し、危険性のない、そしてせつかく植えたレモン、それが今年度はあまり採れそうにないという声もありましたけれども、今後そういうことのないようにと思っておりますけれども、担当課長さん、今までの対応、これをどのように思われますか、お聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の質問にお答えします。

県営畑地帯総合整備事業は、入植者との意見交換会を開催し、要望や問題点を県、町、

入植者が共有し、レモン団地を整備してまいりました。また、入植者からの要望を町が受けた場合には、県と協議しながら対応してまいりました。しかし、入植者が私有地の雑木などの対応に苦慮していることは、町としても把握しております。入植者だけが解決策を考えるのではなく、町も農業振興対策の一つとして対応してまいります。今後、入植者と協議しながら最善策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） こういった質問の中で必ず返ってくるのが、今後検討しますと、対応をします、協議させていただきます。ところがどっこい、これ入植して苗木を植えて3年、じゃあその間、どうされましたか、どう対応されましたか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 入植者が雑木に苦慮していることに対して県のほうに報告させていただき、切れる範囲の雑木は全て切らせていただいております。また、水等の対策が必要な場合には、その旨を県に協議して整備させていただいていると思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 雑木は切れればいいんですが、このブロック塀の倒壊の危機、これは先般、担当課長より提示させてもらったものですけども、こういう状態で、この下を行き来する、これは非常に危険だと思いますけども、この件についてはどう考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 町としても危険な箇所であるということは認識しております。ただ、私有地でございます。簡単に町が処分したり解体することができないということが分かっておるので、この前から入植者と協議しながら次の対応策を考えていきたいと、今話し合っているところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これは私有地っていうのであれば、所有者に連絡はついておりますか、どうですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 所有者には連絡は取れてません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員、ちゃんと座って手を挙げて。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） これは住宅地ですか、雑地ですか、農地ですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 恐らくなんですけども、宅地だと思っております。

恐らくという回答をさせていただいているのは、地域経営課では農地では把握できるんですけども、農地以外のものには情報が入ってこないの、農地ではないということは把握しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 地域経営課は農地だったら分かるんですがと、この上島町には税務課はないんですか、住民課はないんですか。あるでしょう。なぜほかの課に聞いて、これが宅地なのか、農地なのか、雑地なのか、調べようとしませんか。そういう返答はおかしいじゃないですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長か副町長、代表して答弁を。代表して。

副町長。

○副町長（小田 博君） 今のご質問にお答えいたします。

農地かどうかの把握はしていて、あとの宅地とかの把握はできないかという趣旨のご質問でございますけども、各担当課が所管している事柄につきましては、その所管しているところが自主的に把握はできますけども、違った担当課、今でもありましたが、税務課とか住民課に問合せをする場合には、その問合せ理由等を付して問合せする必要があります。今現在把握していないということは、そこらのとこで理由的に難しかったんだろうというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） あそこに宅地らしきものがあると、所有者は誰かと把握した上でこの事業も進めるべきであったと思いますし、入植する前から雑木は生えてました。ブロック塀の倒壊も一部あるんじゃないかと、そういう危険性もあったわけですが、そういう段階でレモンを植えさすというのはおかしいんじゃないですか。行政もですけども、県がなってませんよ、甘いですよ。どう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 先ほどの答弁でも申しましたように、入植者、県、町と協議しながら、ここでレモンを栽培していくっていう方向性を出して整備してまいりましたので、そこの民有地の件に関しては話合いの場には上がらなかったというのもありますけれども、検討してなかったという反省点もありますけれども、事前に入植以前に改善すべきことがされてなかったという点に関しては該当しないのかと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 担当課長、そのとおりなんです。植える前に行政が気がついたのであれば、県にも提示する、これはこういう状態ではレモンを植えるわけにいかんと、これを何とかしましょう。その土地が住宅地であるのであれば、税金の関係でどうなっているか、うん、払っている、じゃあどこにいるか分かるはずなんです。それが入植者のほうから、もうこのまんまではレモンも収穫、割としづらいなど、そういう時期になって初めて我々の声が届くわけなんです。もう3年ですよ、植えて。その間、行政として、担当課として、やっぱりやることだけはやってやってくださいよ。それも上島町だけでやるわけじゃないです。県にお願いすればいいんですよ。県もいかんです。計画はする、口出しもする、出すものは出さない、見にやあならんところは見ん。そういう計画は駄目です。

今後、これからもレモンをどんどん植えていく計画はあるみたいですけども、こういうことのないように十分に注意をして計画を立ててやっていただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木議員の一般質問を終わります。

○9番（上青木 至君） どうもありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

10時30分より再開いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

発言者の方はマスクを取ってもらってください。籠もるんで、マイクの通りが。よろしくお願いいたします。

森若議員。

○2番（森若 巖君） おはようございます。

本日は、3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、指名競争入札とは。

平成15年4月に旧木江、東野、大崎3町が合併して現在の大崎上島町になりました。その当時は、入札案内を受けた業者はどの地域の事業に対しても応札していました。これが本来の入札の姿だと思っています。それを裏づける平成16年の入札資料がここにあります。ところが、平成29年に再度議席を得たので入札状況の資料を見ると、いつの間にか入札案内を出しても工事対象地域以外の業者は辞退され、対象地域の業者だけが応札しているように見えます。これは平成何年頃からこういう方法になったのかまず伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

入札において、工事対象地域以外の業者が辞退し、対象地域の業者だけが応札しているように見えるが、平成何年頃からこういう方法になったのかにつきましては、平成26年頃から工事対象地域外の業者が入札を辞退する傾向が見受けられております。入札への参加の有無は指名された業者の判断に委ねられているところであります。町といたしましては、入札制度に沿った執行と理解しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 9月議会でも言ったように世間ではこういう方法はよしとしませんが、自分たちの町のように小さいところでは、地域の業者の疲弊を防ぐためには自分が必要なことだと思っています。そうでないと大きな災害が起きたときには、不便が起きるのは住民だから。中にはそうでないと思っている人もおりますが。

課長、これは聞くんじゃけど、ぶっちゃけた話、今言いましたように平成26年頃からはとなつとると言われたんですけど、こういう方法になったときには、おかげで地域の業者の疲弊を防ぐことになつとると思いますが、思いませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 地域の疲弊と申しますよりも、先ほど申しましたとおり、入札の参加につきましては指名された業者が判断するものと解釈しております。そういったことを鑑みて、業者のほうがこの入札には参加する、辞退するというものを判断するものと理解しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長の口からは言えんと思いますけど、平成26年頃からこういう傾向になっとなるように見受けられとると言いました。ということは、業者間の中でお話ししたのかな。どう思われるんです。うんと、したとは言えんわな当然、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 再三申しますが、入札の参加につきましては業者がそれぞれの業者の判断において入札への参加を決めているものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、あれだね、どっかの国会の議員さんの先生と同じような答弁しか返ってこんな。もう少し自分が少しは納得するような答弁はないん。それこそ今言うように、上のほうの先生がああいう答弁するから自分もせにやならんように思うたのかな、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 私の答弁につきまして納得していただけないということは、私の答弁力が不足しているものだと思いますけども、繰り返しになりますけども、入札の参加の有無につきましては入札時点におきまして各業者の受注工事量、技術者の数及び作業員の確保人数によって判断するものと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、ごめんね。ありがとうございます。もうこれ以上質問しません。

では、2点目に入ります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、2点目に入ります。

予定価格公表入札について。

ここに令和3年から令和5年6月27日までの5枚の予定価格公表の指名競争入札執行状況という資料があります。私も今までいろいろな組織の世話をさせていただいたおかげで、いろいろな職業の方がおります。その中のある方にこの5枚の資料を見ていただきました。その方が言われたことは、あまたの人間で協議することは談合です、少人数で協議することは話合いですと言われました。この5枚については断言はできませんが、話合い

が行われたことは推測できると言われました。その理由として、もし受注する気があるなら予定価格より少ない金額で応札するはずだと。前々からある地区のこの入札の執行については違和感を持っていましたが、同地区内のことなので問題を提起しませんでした。しかし、提起しなかったために、ここに来て価格公表入札について看過できないことが続きました。これは議員として指摘しなかった私にも責任はあります。予定価格を公表し、8者、9者に入札案内を出し、7者、8者が入札辞退する中で、入札に参加し、受注した業者以外は全て町が公表した価格で応札します。受注することを考えていないなら、なぜ他の業者のように辞退しなかったのか。入札は2者以上の参加がないと成立しないので、受注することは望んでいませんが、受注希望者の入札を成立させるためにこのような方法を選んだように推測できるが、このような入札は課長、正常なこと、異なこと。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の予定価格を公表し、8者から9者に入札案内を出し、7者から8者が辞退する中で、入札に参加し、受注した業者以外は町が公表した予定価格で応札していることが正常なことか否かにつきましては、森若議員から指摘がありますように工事箇所が旧3町の該当地域である指名業者は入札に参加し、他地域の指名業者は辞退届を提出する傾向にあるという事実は承知しております。

先ほども申しましたけども、入札に参加するかどうかにつきましては、また入札書にどのような金額を記載するかにつきましては指名された業者の判断に委ねられているところであります。森若議員が指摘されるいずれの入札においても町としては適切な入札を執行し、その結果として落札者を決定しているものと認識しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 令和3年から令和5年6月27日までに5回もこのような入札が執行されてます。受注業者は同一業者、その入札に参加した業者もほぼ一緒。こういう入札を繰り返していると、町による入札そのものが一部の業者のために信頼を損なうんじゃないんや、課長。あんたはどう思う。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員のご指摘の、同様の入札を繰り返していると町による入札そのものが信頼をなくすと思うがいかがかということにつきましては、先ほど1点

目の質問でお答えしたとおり、これまで執行したいずれの入札についても町といたしましては適切な入札を執行したものと認識しております。しかし、一方で、競争入札の利点を生かすという点におきましては、入札制度の見直しを検討する必要性はあると考えております。したがって、他自治体の状況、動向を勘案しつつその検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） なあ課長、1回や2回ならまあ目をつぶるわ。5回も同じ業者がこのようなことをしとるんじゃあ、そりゃあちょっといかがなもんかと思うじゃろ。そして、もう聞くけど、これはあれじゃろ、ここの指名競争入札ということは、課長、間違いないんじゃろ。指名競争入札なんじゃろ、この案件は。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 案件につきましてはどの案件のことか不明ですけども、工事につきましては指名競争入札で、制度としては一般競争入札の制度もございますけども、運用といたしましては指名競争入札を実施しておりますので指名競争入札と思われま。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、課長に聞くけど、1回目が、令和3年6月7日に公表価格が644万9,000円、それより24万9,000円減で受注しとる。2回目が、令和3年9月6日に公表価格が353万7,000円、それより8万7,000円減で受注しとる。3回目が、令和3年9月21日に255万3,000円から5万9,000円減で受注しとる。4回目は、令和4年5月10日に428万8,000円、1万8,000円減で受注しとる。5回目が、令和5年6月27日に158万5,000円、3万5,000円減で落札しています。この入札状況を見て、指名競争入札の競争の意味である、競る、競り合う、競う、このことが働いていると私は思わんのじゃ、課長。あんたは思うの。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 入札として思うかという点でございますけども、複数業者が入札に参加しておりますところで、町としましては入札は適正なものと考えております。

入札時におけます応札額につきましては、業者のほうが見積もった公示価格と業者の努力によって対応できる額を勘案しまして額を決定し、応札するものが入札と考えております。

すので、予定価格を上回れば失格となりますけども、予定価格以下のものであれば入札は成り立つものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それじゃあ課長、同等でもいいんじゃない。町が予定価格を公表するじゃろ。その価格で応札してもあれはないんじゃない。オーバーじゃったら失格になるじゃろ。それじゃけど、同等より下じゃったら、要するに入札は成立するということじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 指名競争の制度上、予定価格以下であれば落札となります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 一番肝腎なことを聞くのを忘れたわ。これは課長、競争の意味が働いとると思う、思わん。この5件の入札について。指名競争入札になるじゃろ。いや、やめてこれ競争いうのもげや。指名入札にせんけん。これだったらわしにこうやってかみつかることはないわい。競争という文言をつけるから、かみつかるんじゃない。競るとか競り合う、競うが全然働いてないと思うぞ、僕は。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） まず、指名競争入札ですけども、名称を変えればということでございますが、地方自治法において指名競争入札ということで制度が決まっております。また、それで本町の規則、そういったものも地方自治法にのっとって指名競争入札、先ほども申しましたが、一般競争入札、その入札の在り方について定めているところでございます。

また、競争と思うかというところにつきましては、先ほども申しましたが、複数業者がそれぞれの業者が対応できる額を応札したというところで、競争は働いていると認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それと、課長、あれじゃろ。この予定価格を公表した入札のときには、入札時に工事費内訳書というものを提出することになるとるわな。これは、20年の6月議会で前の副町長がこう言うとるんよ。予定価格公表をした事案に応札をする業者は、入札時に何か準備するものはありますかと僕は聞きました。そうすると、入札書の投函と併せて落札額の根拠となる工事費内訳書の提出を義務づけておりますと。ということ

は出とるわな、5件分も全部な。これ、今議長に無理を言うて議事をここで止めてもらうけん、あなたは即出されるの、5件とも全部、この内訳書というものを。工事費内訳書というものが入札するのじゃったらあるじゃろ、当然。出してもらえる、今。出されん。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員に言いますけども、特定の法人名も何も分からんのにこれを出せというても、そりゃ森若さんが自分が持つとるだけであって。

○2番（森若 徹君） あげるよ、議長。

○議長（信谷俊樹君） あげるって、ちょっと待って。

○2番（森若 徹君） 工事名を言うたらようないじゃろ。工事金額と日付を言うるとんじゃけえ出されるはずよ、わしに言わしゃあ。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って、ちょっと待って。出せるん、出せん。

○総務課長（山本秀樹君） 内訳書についてでございますが、入札が終了しましたらその工事の担当課に全て戻します。私のところに内訳書はございませんので、それをもし出すということになりますと、それぞれの担当課のところへ行って集めることとなります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 担当課ということは、建設課になるということやな。

○議長（信谷俊樹君） いやいやいや、違う。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員がおっしゃるその5件が建設課関係の工事でございますら、建設課の入札工事の入札のところと一緒にあるものと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 建設課の課長は出してもいいですか。

○議長（信谷俊樹君） いや、ちょっと待ってください。その案件がそこだけという限定されたもんじゃない、どこかというのを……。

○2番（森若 徹君） いや、じゃあ全部工事名を言ってもいいのか。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、それは言ったら自分がどうなるかというのは自分で考えりゃええんじゃけえ、それはわしらに聞かれたって。

○2番（森若 徹君） 議長……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。少なくともその工事名がどここの課で発注したというんが分かればだよ。

- 2番（森若 厳君） 分かります、ここにあるんで。
- 議長（信谷俊樹君） いやいや、その課が分かればそこに持っていってもろうてもええかも分らんけども、でもすぐに出てこんですよ。どうしますか。
- 2番（森若 厳君） いいですか。
- 議長（信谷俊樹君） 森若議員。
- 2番（森若 厳君） じゃあ、議長の許可を得ましたので、工事名を言います。
- 議長（信谷俊樹君） いや、違う、違う。工事名を言うことは駄目やけん、その分の……。
- 2番（森若 厳君） ええ。工事名を言うたらつまらんのじゃろ。
- 議長（信谷俊樹君） いや、違う、今言ったように工事名じゃなくてその工事をした担当課のところに持って行って、その分でも後で資料をもらうのはいいけど、今はすぐ出せんということを言ったんです。
- 2番（森若 厳君） それじゃあ、議長、あれ。
- 議長（信谷俊樹君） 森若議員。
- 2番（森若 厳君） それじゃあ、内訳書を今出してもらえんいうことだな、今すぐは。
- 議長（信谷俊樹君） 今はすぐは無理だということです。
- 2番（森若 厳君） はい、分かりました。
- 議長（信谷俊樹君） 総務課長。
- 総務課長（山本秀樹君） 内訳書でございますけども、私のところにはございません。公文書となりますので、それを出せということになりましたら町としましてもその開示の手続等が必要なこと、また議員におかれまして資料として出すのであれば、やっぱりその手続を踏む必要があると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。
- 議長（信谷俊樹君） 森若議員。
- 2番（森若 厳君） それでは、内訳書については控えます。

このような疑念を持たれる入札を4回も5回も同じ業者が一部の地区で執行したことを、公共工事を発注する町としてはどのように考えておられますか。疑わしきは罰せずというがな、入札に関しては疑わしきものは罰せにや、何遍でもこういうことを繰り返すよ、同じ業者じゃけん。こういうことを繰り返しとったら、受注業者も、そしてこの入札に参加した業者も指名停止ぐらいの措置を取るんが普通だぞ、おまえ。町の入札に関する信頼

は限りなく失墜しとるぞ。そう思わんか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 行政ペナルティーというのは、それは入札を辞退したことに対してでしょうか。

○2番（森若 徹君） そうよ、じゃけん。

○総務課長（山本秀樹君） 入札を辞退した業者に対してのペナルティーというのはできません。

○議長（信谷俊樹君） できない。

○2番（森若 徹君） 事情がちゃう、ちゃう。入札に参加した……。

○議長（信谷俊樹君） 手を挙げて言ってくれる。私語じゃけえ。手を挙げて言ってくださいね。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 自分が言いたいのは、ちょっと疑念を持たれるような入札に参加した業者そのものに、町の入札に対する信頼は、わしに言わせたら限りなく落としとると思う。公明、公正でなければ入札というものはつまらんのじゃろ。これは全然それが働いてないと思うぞ。仮にこういうことをするんじやったら、何でもありになるじゃない。それも一部の地区の一部の1業者だけだぞ、これをやっとするのは。わしに言わしゃあ、百歩譲っても町に対して始末書かわび状ぐらい出させたらどうなんや。そういうこともできるんじやろ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 繰り返しになりますけども、入札につきましては複数業者でそのときの価格、業者が努力した金額を勘案しまして提出しているものでございます。町といたしましては適正な入札であると思っておりますし、それに対して応札した業者に対してペナルティーを出すということは考えておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 分かりました。何もしないなら、自分の今の議員としての任期があと一年と少しあります。これからはある地区の指名競争入札の、競争の語源である、競る、競り合う、競う、このことが働いているか精査して、納得ができなかったらまたこの席で指摘させていただく。そうせんことにはうちの町の入札に関する信頼性は限りなくなくなると思うからな。答弁は要らない。

○議長（信谷俊樹君） 答弁はいいです。

○2番（森若 徹君） すみません、あと自分の持ち時間は何ほありますか。

○議長（信谷俊樹君） あと34分です。

○2番（森若 徹君） 30分ある。

○議長（信谷俊樹君） はい。30分あります。

森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、3点目、太陽光発電設備設置事業について。

この事業は令和4年から工事が始まったと。町としては、まず何か所を計画しておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 全体のことですよね。全体……。

○2番（森若 徹君） いいや。太陽……。

○議長（信谷俊樹君） もう一回聞いてや。座って。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 設置事業を各集会所がしよるじゃない。あれは何か所計画しとるのか、全部で。

○総務課長（山本秀樹君） 全部でですか。

○2番（森若 徹君） 全部で。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 太陽光発電の計画につきましては、町内の集会施設33か所に太陽光発電を設置する計画を立てております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 33か。そして、その内訳として5年度も当初議案のときに4か所の説明を受けました。そして、議会で承認をしました。そして、5月16日に入札が執行されております。その中に集会所の屋根の改修工事を必要とする案件があったのか。また、この4件以外にも計画している案件があるのか。

それと、もう一つ、工期は令和5年12月22日までと思いますが、工事は1週間前の12月16日が工事終了リミットと思いますが、間違いはありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 太陽光発電でございますけども、屋根の改修工事を必要とす

る案件は4件以外にも計画をしている案件があるのかにつきましては、令和5年度に契約を締結した案件は、山尻老人集会所、原下集会所、垂水老人集会所、小原老人集会所、宇浜地域集会所の5か所です。そのうち屋根の改修工事を必要とする案件は、原下集会所と垂水老人集会所の2か所です。これらの集会所の屋根材につきましては経年劣化が著しく、太陽光パネルの設置に当たりましてその重量に耐え切ることができないという懸念があったことから、屋根の改修工事を行うことといたしております。

また、工事の完成予定日につきましては、工期が令和5年12月22日までとなっておりますので、その工期内に受注者からの完成通知を受け、完成検査を行う予定といたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 工事期間は令和5年12月22日と今課長の口からはっきり聞きました。ということは、それより早く工事が済んでなかったら、手直しがあったら困るわな。じゃけど、大概今までは、そしたら工事の1週間前が工事の終了リミットやと思う。そのことは間違いない。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） うちのほうでリミットというのは文面的にしてるものはございませんけども、森若議員のおっしゃるとおり、当然手直しの工事の関係上、工期内検査というものですので、それより前に完工するのは通常のことだと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） もう今日は、課長、12日やな。そしたらもう4日しかないな、仮に16日としたら。完工検査は済んだの。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 検査につきましては、先ほど申しましたとおり工期内検査でございますので、一応まだ予定ですけども、20日に完工検査をする予定でございます。雨が降ったら延びるかも分かりますけど。

○議長（信谷俊樹君） それは関係ないよ。

○総務課長（山本秀樹君） 予定です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そして、今課長にこの5年度も5か所やるということをお聞きまし

た。その中で原下集会所があるとのことでしたが、原下については自分は議員として説明を受けた記憶はないんじゃない。いつした。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 本年度工事として発注いたしました山尻、原下、垂水、小原、宇浜につきましては令和4年度の工事で、繰越し事業でございます。令和5年度の当初予算につきましては次年度、令和6年度に実施いたします設計について予算計上いたしますということを委員会のほうで説明させていただきました。なので、この原下の工事の概要につきましては令和4年度の予算時に説明させていただいてるところです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 分かりました。それじゃあ、この原下の分だけ入札日が6月27日になったよな。そして、これも大変あれなんじゃけど、予定価格を公表しちゃつとる。そして、7者が応募しとる。7者が出して5者が辞退しとる。2者で入札を行っております。そして、公表価格が693万円なんよ。そして、1者の方は役場が693万円を提示しとんのに307万円もオーバーで応札しとる。当然、町かて失格だわな。そうすると、2者しかおらんじゃからもう一者が落札するわな、当然。このようにしたときに、課長、今まで言うたけど、入札時に投函するじゃろ、工事内訳を。それを見て変じゃなと思わなかったん。何も考えんがな、ぱっと目を通したん。普通じゃったらこれだけオーバーしとったら入札そのものが流れるじゃろ。まあ流されんわな、この受注業者は前の2問目でした5件の業者と同じ業者じゃけん、契約した業者は。何かあるのけ、役場と業者と。ないじゃろ。そういうげすの勘ぐりはされたくないじゃろ。普通だったら307万円もオーバーしたら入札そのものを流すよ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員がおっしゃる普通というのは私には分かりませんが、入札時におきまして、先ほどから再三、再四申しましているとおりに、入札時には我々のところではどれぐらいの額を入れるかは分かりません。業者が見積もった公示価格を勘案しまして入れるもので、おっしゃるとおり予定価格を超えますと失格となりますので、失格となりましてもう片方の業者が予定価格を下回ればそこが落札事業者になりますので、入札制度としては競争が働いているものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、おかしいじゃろ。自分らが予定価格を決めとって、それで

予定価格が分かりませんと言うて、そりゃあ筋が通らんとと思うぞ。開票したときにこれだけオーバーしとるのは分かるじゃろ。それも分からんの。

○議長（信谷俊樹君） その前に、議員がマスクを取ってとさっき言うたのに、何で自分らはマスクを取らない。マスクを取って答弁してくれってさっき言うたろうが、議員には。何で自分らは取らんの。議員より偉いんか。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 私が分からないと言ったのは、業者が応札する額が入札が始まる時には分からないと言ったもので、予定価格は当然うちの額は公表しておりますので分かります。

○2番（森若 巖君） 分からんわ。

○総務課長（山本秀樹君） 入札を投函するときには業者が応札する金額は我々には分かりませんので、入札をやるときには当然参加している業者が応札しますので、そこでは競争が働いているものと認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 分かりません、私。ほんじゃあ、あれかな、307万円もオーバーするような会社を業者指名選定委員会はどうして選んだん。どない理由で選んだん。全然信用ないじゃない。これからまた太陽光発電が33か所もあるんだろ。これからやるたびにこの業者をまた呼ぶの、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 入札参加につきましては、選定委員会のほうに諮って設定業者のほうを決定したいところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 私が聞きたいのは、そげんしゃくし定規な答弁じゃないんだよ。こういうことをする業者をまた呼ぶのかいって聞きよるのや。何のために5人もおらんや、業者選定委員が。そうじゃろ、副町長を筆頭として。信じれんかったんや、わしに言わしゃあ。そして、言ったように、何にもあんたらが変な入札しても、考えておりません、ありもしません、これもしませんと言うから性根が入らんけん、こういうことを何回も何回も繰り返すんだよ。今さっき言ったように入札に関しては疑わしいと思うたらはねや。それじゃけん、わしにげすの勘ぐりじゃないけど、この受注した業者と何かあるんかなんかというて聞かれとるんだよ、そうじゃろ。そんな嫌な思い、腹を探られたくないじゃろ

うが。それともこの受注した業者に対してもうちいと注意せえやと、森若議員にかみつかれたぞと言うてもええで、わしゃ。なあ、課長どう思う。言うか、言わんか。

○議長（信谷俊樹君） そんなことはいいよ。森若議員、そんな言うたか言わんとかというのを課長に聞いてもしょうがないでしょ。

○2番（森若 厳君） まあ、ええわ、それはええわ、そしたら。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 森若議員の質問にお答えしたいと思います。

地方公共団体がやる入札というのは7種類ございまして、その中の指名競争入札というのをうちが選んで行っております。そして、その中で1つ選んでる理由といたしましては、森若議員が先ほどからずっと言われてますけども、地域の業者の育成というのが1点はございます。一般競争にすると多くの業者が多分参加すると思うんですけども、地域の業者が受注できないということがありますので、指名競争入札という制度を当町では取っております。そして、今最後でご質問がありました予定額に比べてすごく金額の多い入札をしたということを経験されましたけども、確におっしゃるとおり、あまりにも大きな差があるというのは不適切だとは思っております。今後そういう内容につきましては、どういった理由でそのような入札になったのかということを経験者に対して質問をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） なあ課長、今副町長が言うように六百ちょっとしかないのに三百何万円もオーバーしとるんじゃったら、誰が見ても不適切やと思うじゃろ。俺が言うのはそこなんよ。そして、この業者も、言いよったように2問目の業者と一緒にじゃけ、2者でやとるんじゃから話合いを持たれてても不思議はないんだよ。わしは意地が悪いけえなあ。ほんで、全然これじゃったら、ほかの4件は原下以外は全部指名競争入札の競る、競り合う、競うが働いとるのや。この原下だけが働いてないんよ。それじゃけえ、余計でもおかしいなと思うたけん、今日こうやって取り上げたんだよ。これからまだ33件もあるんじゃったらまだ残とるほうが多いけん、計画しとる分以上。そのときにまたこういうことをしたらまた聞くぞ、わし。わしの席があつたら。

それと、課長、もう一点聞くんじゃが、太陽光パネルがあるじゃろ、発電の。あのパネルの耐用年数はどれくらいありますか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長、知らない。おい、建設課長、太陽光パネルの耐用年数

は分からの。

建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 太陽光パネルの耐用年数でございますけれども、詳しくはメーカーの保証ということになると思います。ただ、太陽光発電のパネルも1社で造っているわけではありませので、後日でもメーカーに確認して耐用年数を確認したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） コロナ前に宮古島へ産建で視察研修に行きました。そのときに市の方に自分が、太陽光パネルのあれは幾ら持ちますかねと言ったら、大体20年から25年ぐらいがめどじゃと思われますと言われました、市の方が。ただ、宮古の場合には台風によってそれより早く壊れますと。その当時は、壊れたパネルは産業廃棄物としての処理が難しく、その対応に苦慮していると言われました。これから今うちの町がどんどんどん太陽光パネルを進めていってありますが、これも下手をしたら原発の使用済み核燃料と一緒に、処理に大変困るんじゃないのかな。そんなことは一つも考えておらないの。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 太陽光発電のパネルの処分ですけども、森若議員のおっしゃるとおり、今うちの町だけではなく国を挙げて太陽光とか代替エネルギーについて推進しているところで、パネルの処分につきましては日本全国各地の問題だと思っております。うちの町だけで考えますと、集会所の太陽光につきましては令和3年度に予算化して進めているところでありますが、それ以前にも各ご家庭の上にも設置している太陽光も多いものと認識しております。そういったところが耐用年数を過ぎてくると、今現在では産業廃棄物という分類でありますけども、先ほど申しましたとおり全国各地の問題だと思いますので、国のほうも動いてくれるものと信じておりますし、もしそれがなければ、うち、各町の自治体の問題に、20年後ぐらいですか、そこで大きな問題に発展してくるのではないかと思っておりますが、今現在は太陽光発電、代替エネルギーへの推進を力を入れて進めているところであります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、進めていくと言われましたけど、何でもメリットがあればデメリットもあります。それじゃけど、今言うようにこのパネルが壊れたと。廃棄物捨てるいうたらなかなか難しいと。そういうときには、行政の物は役場が責任持ってやります。

じゃけど、民間の分は民間の方が責任を持ってやらないかんようになるじゃろ、当然。そのときに、それじゃあ畑か山へほうくり投げられたらどうする。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 終わった後は産業廃棄物ですので、それを投棄すると不法投棄になります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それじゃあ、課長、自分の畑や山なら大丈夫。

○議長（信谷俊樹君） 駄目。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 産業廃棄物ですので、どこへ捨てようと捨てれば、自分の土地ならいいというそういったものはありませんので、違法になります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それじゃが、こられたときに自分の畑や山じゃったら、一時保管して置いておくだけですよって言われたら、課長、どうする。

○議長（信谷俊樹君） 駄目よ。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それは多分産業廃棄物ではなしに、自分の持ち物としてこれが自分の財産だからということだと思んですが、今現在もそういったことで町のほうではそういった、例えば自分の屋敷の中にこれが必要なんだとかということで置かれている方もニュースとか新聞とかで見ることができます。それと一緒にことだと思いますので、そういったことが発生するとやはり行政も、もしそういうことが発見されて産業廃棄物というふうな判断ができるようなのであれば、指導等をしていかざるを得ないのかなと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それじゃが、行政というものは腰が重たいじゃろう。なかなか動かんよ。言うたら大変悪いけど、何かにつけて。そんなにすぐ対応できるの。しやあせんと思うぞ、自分は。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 例えば、この場合でいきますと違法のことですので、そういったものがあるのであれば行政は指導等、そういったときの法律また本町の例規等によ

とって対応していくものだと考えます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 前向きな答弁でしたけど、多分あまり期待はしておりません。言うときます。

それと、最後に聞くんですけど、令和6年度もこの太陽光発電整備設置事業については大西と瀬井と上組と矢弓と三里浜の5か所を計画しとるんですけど、間違いはないですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 令和6年度に実施するものとしたしましては、本年度設計を予算化しております大西、瀬井、上組、矢弓、沖浦農業開発センター……。

○2番（森若 巖君） 三里浜ね。

○総務課長（山本秀樹君） の5か所を今年度設計いたしまして、次年度の当初予算で工事費を計上させていただき、上程させていただきまして、工事を議決いただければ工事を発注する予定でございます。

また、令和6年度の予算につきましてはその次の年、令和7年度に実施する設計も計上させていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 課長、これは全部33か所が済むのは令和何年度になります、予定では。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 1年当たり今5か所ぐらい工事をしております。今、33か所でございますので、令和3年度の予算ですけども、実質入ったんは3年度を繰り越しましたので、4年度から工事に入っております。そういったことで大体5か所として勘案しますと、見込みといたしましては令和10年度に終わればと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 以前この件について尋ねたとき質問しましたら、そのときは一応令和8年度をめどに全部終わりたいという話をしとるんじゃけど、今日聞いたら10年度。次聞いたら12年じゃな、ほんなら。答弁はいいです。質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで森若議員の一般質問を終わります。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） それじゃあ、よろしく願いいたします。

今回は高齢者の方の移動支援、特に救急搬送についての質問をしたいと思います。

今現在、通院とかの目的で自宅と病院を送迎するサービス、外出支援っていうのがあるんですけど、これは要支援、要介護認定を受けた方または障害者手帳の交付を受けている方が原則利用できるサービスです。これも予約制なんですけど、3日前までに予約が必要で、もし緊急の場合、これは社協の方が今はやってるんですけど、何とか苦勞しながら調整をして当日受けてくれるっていう場合もあるんですけど、今回この外出支援を一応利用できない、認定も受けていない方、この方の移動支援についてお聞きしたいと思います。

特に私も仕事上、年に10回ぐらい救急搬送に付き合ったことがあります。救急搬送して入院ができればそれはいいんですけど、もう入院は必要ない、治療はもうこれで腕を巻いとけば、固定しとけばいいので帰りましょうって言われた場合も何回かあるんですけど、こういうときに施設入所されている方は職員が付き添っていくのでそのまま島まで帰ってこれるんですけど、そうでない在宅生活、それも介護認定を受けてなくケアマネがついてない方とかそういった方は、もしそうなった場合どうやって帰ったらええんじやろかとすごい途方に暮れると思います。そういう中、今後、今大崎上島町でも少子・高齢化がこれから進んでいきます。そうなってくると高齢化率も上がってきます。高齢者の方も運転免許証をもう危ないからといって自主返納される方もおるじやろうし、病気、けがなどで運転ができなくなる場合もあると思います。そういった中で、もし救急搬送されて、特にもう治療はいいですので帰ってくださいで、もしこれが夜とかであれば島外の病院であればもう島っていうことを配慮して、1泊だけの入院っていう形も受けてはくれるところもあります。そういった方々がどうしても1人で帰らにやいけんとなった場合、どういうふうな支援が必要なのか、そういうところを考えていただきたいなという思いで質問させていただきました。

また、介護認定とかを受けている方はケアマネジャーっていうのが大抵ついてます。その方に頼めば何とか調整して島に帰ってくる方法を探してくれると思います。ただ、それを受けていない、ケアマネもついていない、もう1人で歩くのもおぼろげない方、そういった方々への支援というものは何かないかということで質問させていただきました。よろしく願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 進藤議員のご質問にお答えします。

高齢者の移動支援については、本町において重要な課題と認識しています。ご質問のありました緊急搬送時の帰りの支援については、以前から豊田郡医師会、大崎上島町内の医療機関からも一人暮らしの方の帰りの支援について要望があります。この要望を受け、令和4年6月、昨年6月から、医療機関に緊急搬送された方でご家族、ご親族、ご友人やご近所による支援が望めず、民間タクシーの利用も難しいときは、福祉課職員で帰りのお迎え等の対応をさせていただいております。

また、島外の救急搬送でも一人暮らしの方で病院へ駆けつける方がいないときは、福祉課において入院手続等の支援も行っております。

今後、一人暮らしの高齢者はますます増えてまいります。そうした方々が安心して暮らせる福祉向上の取組を今後も行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） では、その中でもしお父さん、お母さん、高齢者夫婦のみの世帯、これは独居ではありませんが、対応できるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 今、一人暮らしというふうに言いましたが、一人暮らしではなくても支援を受けられる方がいらっしゃらない場合は対応させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） これは、島内にそういう身内とかがいない場合ですよね。今、地域包括ケアシステムの中での地域共生社会っていうのを進められておりますけど、なるべく地域の方で支えていきたいと思いますという、大まかに言うたらそういうことだと思うんですけど、その中での地域への協力っていうのは今のところまだまだこれから先のことだと思うんですけど、どういうふうに進めていきたいと思っておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） こういった一人暮らしの高齢者または認知症を抱えられている高齢者にとって、地域の方々の支援はとても大切なことだと思いますし、福祉課においても私たち行政だけでできることはたかが知れておりますので、こういった方々の支援をいただけるよう、そういった地域共生社会の実現に向けた取組は行っております。ただ、実際としまして、今現在大崎上島町内のこういった方々については、夜間に救急車等が来

られたときにはどこの家に救急車が行ったんだろうかということで、お一人暮らしの方でしたら近所の方が車でお迎えに行っていただけることをいろいろお聞きしております。今回、福祉課としては、そういった方々の支援が望めないときには福祉課のほうで対応させていただいておりますので、こういった先ほど進藤議員も言いましたように地域共生社会の実現に向けて、様々な取組を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

もし救急搬送になった場合、福祉課のほうにかけていただければ対応してくれるということでもよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） こちらのほうは町内の医療機関、また救急搬送する消防署のほうにもそういった文書をお配りさせていただいて今現在実際に対応させていただいておりますので、もし何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） では、もし一人暮らしの方が救急搬送になったら消防隊員から福祉課にかかることもある。

○福祉課長（川野義彦君） あります、はい。

○6番（進藤雅通君） あと、ちょっと素朴な質問。島外に行く場合、大抵救急艇になります。福祉課に電話がかかって救急搬送されます。救急艇に間に合いますか。救急艇まで。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） よく救急車や救急艇にどなたかが一緒に同乗しないといけないうことをよく言われるんですが、特に同乗する必要はありません。例えば、竹原市の病院ですと、救急艇に私たちがそのまま乗っていくよりも、患者はいつきを急ぎますので、患者の方は行っていただいて、夜でしたら翌日に私たちがその方の、もしケアマネさんがいらっしゃいましたら個人情報とかかかりつけ医とかそういった情報を携えて、朝一番に入院先の病院のほうへ行かさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ随分動いていただいているということで、ありがたいことで

す。本当に福祉課の方、役場の皆さんはよく働いていると思うんですけど、今後そういった方が増えると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、これはいいんですけど、救急車が着いたその後、搬送先の病院を探さなきゃいけないんですけど、あれがちょっと時間がやっぱりかかり過ぎるっていう思ひもあります。こればかりは受けてくれる病院が決まらなければ発車できないっていうのもあるんですけど、特に思ひたのがドクターヘリです。あれも何か前の職場からよう見よったら、まだまだ飛び立たん。何十分待っとんじゃろうかというようなこともあります。これは搬送先の病院が見つからなかったら動けないので、もう仕方ないことかと思ひんですけど、もし行政のほうで何かできることがあれば、その辺もお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

答弁はいいです。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時より再開いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今回は、前回9月定例会に引き続いて町立小学校の統廃合の検討についてということでお伺ひいたします。

前回の一般質問で統廃合の是非について伺った際、町長は、教育総合会議を開いて意見を聞くと答弁いたしました。それについて、既に1回目が開催されまして、2回目も年内に開催する予定とお聞きしております。それを踏まえてお伺ひしたいと思ひます。

統廃合の是非について、いつまでに結論を出すつもりなのか、お聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員の質問にお答えします。

ご質問の町立学校の統廃合について、いつまでに結論を出すのかについてでございます。まず、総合教育会議の開催についてお答えします。

先月11月7日に第1回大崎上島町総合教育会議を町長から招集し、町長と町教育委員

会の教育長及び教育委員4名の計6名が出席にて、一般公開の下、開催いたしました。議題は、少子化に伴う教育の在り方として資料を基に各委員から意見を求め、その議事録については町ホームページに掲載したところです。その意見をおおむねまとめると、統合ありきで議論するのではなく、まずは教育の実態と在り方を再検証すること、2つ目は、将来的に統合は避けて通れない可能性が高いことに集約されました。

今後のスケジュールとしましては、小学校の在り方等を総合的に検討するに当たって、町の長期総合計画やその未来ビジョンを検討するに足並みをそろえ、令和6年度末までに新たな大崎上島町教育大綱を策定する必要があります。まずもって、教育基本法等に基づき、町教育委員会として小学校の在り方の検討に早急に着手することが必要とされています。その上で、町長部局はもとより地域住民や保護者など、町を挙げて様々な分野の実施やデータの分析等を行いながら、存続や統合についても協議が進められることと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。今のご答弁によりますと、私の質問の答弁にはなっていないと思うんです。結論をいつまでに出すつもりなのかということで、その結論の部分については一切触れられてないというわけなんですけども、これはいつ頃をめぐりに思っておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 閑田議員の質問にお答えします。

結論から申しますと、私ども教育委員会では令和6年度末までというような目安は持っております。理由を申し上げます。

9月の定例議会でこのようなご質問があつて、その後教育委員会議において委員の皆様からこの件について多数のご意見をいただきました。その中で、それぞれの立場から多様なご意見をいただいたんですけども、それを集約する中で共通認識できる部分もございます。例えば、先ほどの町長の答弁とも重なりますけども、この問題は先送りはできない、あるいは統合ありきではないけども、再編成等を考えるに当たっては子供のことを第一に考える、こういったあたりは共通認識をしているというふうに私は捉えております。そういうことから考えますと、いよいよ次の段階に着手をしないとイケないのではないかと、その際に例として考えるのは、大崎上島中学校が統合したときの経緯であります。そのとき

の経緯や他市町で統合を進めている取組を見ますと、幅広い町内の方に委員となっていた別組織、委員会を立ち上げて、そこに例えば教育委員会として再編成の在り方、町の教育の在り方を諮問して答申をしていただくというような方向性が望ましいかなというふうなことを考えておりますので、そういったところの具体的な話にこれからは進むべきかなと思います。

さらに言えば、その際、その際というのは中学校の例を挙げますと、そういった協議会ができて最終的に議会で設置条例が可決されたのが2年半後でした。確かにそれだけの日数がかかるのではないかなと考えたときに、閑田議員が先ほどおっしゃった方向性としての結論ということになると、やはり1年半ぐらいが目安ではないかと思うので、長期総合計画も踏まえて考えれば来年度末あたりが一つの目安かなというふうには考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。これは、要は前回町長が申されました統廃合の検討について住民の意見を伺うといったような遠回しなことではなくて、統廃合の是非についてもう即その決断するところまで行くという話ですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 教育委員会としてその委員会にどこまで求めるかということもこれからの話ですけども、少なくとも統合ありきではないというようなこともお伝えしますので、どうするのか、やはりこれこれの年度までには少子化の傾向が続くのであればこの年度までには例えば統合するべきであるであるとか、あるいは現状のままで行くであるとかというような結論を、その新たな委員会ないし協議会については答申をしていただく方向で考えるべきだと私は考えてます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、それに関しましてその検討委員会、仮称でしょうけども、これを開催するに当たって招集をするこの委員の選定についてですけども、どのような方を選定されるおつもりでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 今もって思案があるわけでありませんが、個人的には幅広くということを考えています。町長部局、議会の皆さん、教育委員会の皆さん、各学校関係、保護者の関係、地区の方といった町内幅広いところから代表の方に出させていただいて、

できる限り多くの方、多くの町民の意見を集約するような形で話し合いを進めるべきかなというふうには考えています。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。幅広くということは非常に重要であります。しかしながら、これは9月にも申しましたが、まず子供のことが大事、子供そして子供を預ける保護者の気持ちであったり、そういったことが最優先されるような組織の形態を求めておきたいと思います。

この統廃合の是非についてということで、結論を出すところというのは来年度末あたりということでお話しいただきましたけども、実際に今年度それから昨年度の出生者数を鑑みたときに、これは私が推進するべきだと思っているからというわけではないんですけども、この現在の出生者数を見たときに現状どのように思われます。もうそれしか手段がないんじゃないかと私は思うんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） もちろんこればかりは確実な数字は分かりませんが、これまでの数字の動きを見て来年度以降格段に出生者数が増加するというのはなかなか可能性は低いというのは認識をしています。そういった場合に、例えば昨年、今年度と急激に出生者数が減少してる、多くても昨年度、今年度あたりで推移をするのではないかとというあたりを参考に5年後、10年後の小学校、中学校の児童数、生徒数をプランに上げて、この数字ではどうなのかというようなところを資料として提案しながら考えていただくというふうになるかなというふうには考えています。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。私は統合するべきだと当然考えているわけなんですけども、仮に現体制を維持するにしても3小学校全てが複式になるような事態に陥れば、学校を運営するための財政措置の例えば職員数の問題が一番ネックになってくると思います。複式になったら当然県教委の設定するところでは到底職員数が足りないんで、じゃあ加配をということになりますけど、3つ小学校があって3つとも複式学級になつとるようで、県教委がじゃあこちらの要求どおりに加配を認めてくれるとは到底思えませんよね。当然その財政措置もそうですけども、人的なことも含めて、もし仮に統合するべきでないという結論に至ったとしたとしても、じゃあその3つの学校を運営していくためによっぽどの準備をしておかなければいけないわけです。そのために、要は5年後、

6年後のところにはもうそういう時代が来るのが分かっている。であるならば、来年度末をめどにと言われましたけども、本来もっとしっかり危機感を持って対応して、少しでも早く結論を出す、そして少しでも早く体制を整えていくべきだと思うんです。

これは別の話になりますけども、例えば子供を増やすことを一生懸命やりましょうっていうことを、これが今一番うちにとって喫緊の課題ではないかと思うんですけども、ただそうはいいまして、これだけ減少してきている中で現実的な対応も当然必要です。そこで、じゃあ小学校をどうするのかっていうところなんですけども、これは準備する期間を考えると、5年後、6年後をにらんだときに少しでも早いほうがいいと思うのが来年度末と言うてから、その結論を出すところのタイムリミットをそんな先にしていいのと私は思うんですけど、いかがです。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） もちろん来年度の末までにと今日安として申し上げましたけども、個人的な考えは置いておいて、やはり新たな協議会、委員会を立ち上げるに当たってその主体となるのはその会になるので、やはりある程度目安として示すべきかなというふうには思います。

ただ、閑田議員が言われることは現場にいた者として十分分かるので、その委員会、協議会が始まったときに資料として出すものを工夫をして、子供のためにどうするべきかというようところが具体的に委員の皆さんの腹に落ちるような進め方をしたいというふうには思います。今は申し上げられるのはそれぐらいかなというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ほんの少しですけど前向きな回答が出てきましたので、あまり突っ込んだ話はやめておこうかなと思ったりはするんですけども、今教育総合会議という形で町長部局とといいますか、首長の考え方、政策だったりといったものが教育委員会のその施策に反映されるようにということで設けられておりますけども、本来であれば教育行政に関しては教育委員会がしっかりとやっていかなければならないところです。

これはちょっと前の話になりますけども、小学校区が今フリーになってますよね。木江の子供が大崎小学校に通ったりといったことが起きてますよね。本来であればもうその段階で統廃合の話をしとくべきだったんじゃないかと、今もう既に遅いのではないかと思うんです、私は。これについてはどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君）　まず、共通認識をしておきたいんですけども、通学区域をフリーにしているわけではありません。それぞれの小学校に通学区域はありますが、幾らかの理由によって通学指定をされた小学校でない学校に通学を希望する、要するに書面を出してもらえるような制度をつくっています。その要件の中に当てはまれば、教育委員会として要件、条件を出してるわけですから、認めていくと、そういうような形で。今、閑田議員がおっしゃったのは、恐らく保護者の仕事の関係であるとか、自宅から学校までの距離の問題であるとか、そういったところで条件をクリアする子供さんの件をおっしゃられたのだと思います。一応、手続を経て許可を出したものについては、そのような措置を講じているところです。

　　以上です。

○議長（信谷俊樹君）　フリーのときはそれ以外の質問をしたんじゃないん。フリーも含めての質問が2つあったじゃろ、内容は。フリーを含めたものの内容の質問があったんじゃない。フリーはフリーで別なんじゃけん、もう一つの分についての答弁は要らんのかということを知りたい。もうええ。

　　閑田議員。

○1番（閑田大祐君）　何を言おうか思うたか忘れるじゃないですか。勘弁してください。というか、個別の事情に応じてということですけども、ただその事情を聞きますと、ほぼほぼフリーと言っても過言ではない条件かなと私は感じたわけです。私が言いたいのは、要はじゃあ事情があればこっちも行ってもいいよとかじゃなくて、もうその前の段階から統合はいつにするんかという声も地域の住民の方からも上がとったわけです。本来だったらタイミング的にはそこだったんじゃないのかっていう話なんですけども。どちらにしてももうそれは過ぎたことなんで、これから粛々と検討していただきたいと思います。

　　先ほども申し上げましたが、私は統廃合に進むべきだとは思いますが、ただ多数の意見として3つの学校を残すのであればそれは構わないと思います。ただし、そのためにはしっかりと体制を早く早急につくっていただきたいと、こう思います。5年後、6年後と言いましたけども、それだけでなく今現状二、三年前ぐらいの子たちにしても出生数25名とかその前後ぐらいだったりするわけです。ちょっとお伺いしたいんですけども、このあたりのところで3小学校全てが複式になる学年とかはありますか。

○議長（信谷俊樹君）　3つの学校が1つになる、全部複式になる可能性があるかという

質問。

○1番（閑田大祐君） 3小学校全てで複式が発生する学年がありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 3小学校全てに複式学級が存在するのはいつ頃かということで承ったらいいですか。

昨年度、今年度の出生者が合わせて、2年合わせて26でしたよね。要するに1、2年生は9名以上いないと複式になるんです。3、4年生以上は16名以上となります。となると、現在の大崎小学校に二学年合わせて16人以上いない、今の出生者が3年生、4年生になるとき、昨年、今年度生まれた子供たちが9歳、10歳になるとき、そのあたりが可能性はあるかなというふうには思います。ただ、出生者数と実際小学校に入学する時点では数がやはり移動があって変わっていったりするので、なかなか厳密なことは申し上げられないというのが事実です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと厳しいことを言うようですけども、今回こういう一般質問を出させていただいた中で、そういった推計もできていないというのはちょっといかなものかなと。

前回の第1回の教育総合会議、これ参加者の方にも話をお聞きしました。これについて町として何の方向性も示されず、ただ話をしたというだけだったという話でした。一定の方向性も示さずに何の材料もないまま議題にしても、これは会議としては時間の無駄としか言いようがありませんよね。しっかりと本当に危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。再度、ここについて覚悟といいますか、意気込みをお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 先ほど閑田議員がおっしゃってた一義的には教育委員会としてというところが、実は総合教育会議を法律で地方教育基本法に書いておられるところを見ると、その会議をすることはまずできます。課題を上げることはできます。あと具体的な検討をどこがするかというところについては、そこまで町長としてその中に入り込むことはできないというふうな書き方をしております。ということは、先ほどいろいろ答弁で教育長が言ってくれたことを教育委員会としてどうさばっていくかと、そのときに町長部局としてどういう対応で協力ができるかということに尽きると思ってます。ですから、今回2回目も総合教育会議というものを開催いたしますけれども、その窓口を開くという意味合

いでもずはさせていただいているというふうにご理解いただいて、あとは具体的にはまた教育委員会と相談しながらやっていくという形になっていくと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 町長、ありがとうございます。

ですから、先ほど来から教育長にお聞きしてたわけなんです。であるからこそ教育委員会として一定の方向性をきちっと示して、その中で結論を導いていくという言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、ただ漠然と話をしましょうと言われても、じゃあ参加した人は何を話ししていいんかさっぱりですよ。そうすると結論も当然出ずに先送りになります。そうしたことなく、出せる資料はきちっと出して、早くこのことを対策が講じられていくように望みまして、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日、大きく分けて3点質問させていただきます。

1点目、犯罪被害者等支援条例の制定についてです。

平成17年に施行された犯罪被害者等基本法第5条には、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を要するとあります。

広島県では令和4年4月1日に施行された広島県犯罪被害者等支援条例によって基本理念を定めておりますが、見舞金などの具体的な支援内容については各市町が制定した条例によって定められているのが現状です。県内の市町で犯罪被害者等支援条例を制定しているのは9市2町で、平成28年に呉市、平成29年に府中市、大竹市、安芸高田市、江田島市、神石高原町、平成30年に庄原市、平成31年に三次市、令和4年に広島市、令和5年に東広島市、熊野町となっており、大崎上島町には犯罪被害者等支援条例がありません。

町内では事件や事故の発生件数が少ないのですが、町民が犯罪の被害者等になるのは町内で発生した事件や事故に限りません。被害に遭われた方やご家族は心身の苦痛や経済的な負担が大きいため、日常生活を円滑に営むことができるよう多角的な支援が必要となります。国からの給付金支給には日数がかかるため、町からの見舞金など一時的な支援のほ

か関係機関や各課で連携して継続的な支援ができるよう犯罪被害者等支援条例の制定をすべきであると考えますが、町として条例制定についてどのようにお考えか、伺います。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 森議員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり県内各市町において市区町民の責務、連携協力、相談及び情報の提供、損害回復・経済的支援、住居の安定、雇用の安定、理解の増進及び民間支援団体に対する援助などを定めた条例が整備されつつあります。

現在の大崎上島町は住民課が犯罪被害者等の窓口となり、精神的な支援、相談や情報の提供、住居等の支援、警察と他の関係者との連携など、各課と連携を取り犯罪被害者等に寄り添う体制は整えております。しかしながら、対応窓口の住民への周知、損害回復・経済的支援や民間支援団体に対する援助など、対応が十分でないものがあることも認識しております。このため、住民課では条例制定済みの他市町への聞き取り等を行い、条例の制定に向け検討を進めており、町として犯罪被害者等の方々が安全・安心で平穏な生活に戻れるよう、令和6年度の条例制定に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 前向きに検討していただいているということで、条例制定に向けては各課連携することがたくさんありますので、すぐに制定に向けて動くということがなかなか難しいとは思いますが、令和6年度のうち大体いつぐらいをめどに考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 令和6年度のいつ頃かという質問でございますが、条例制定に当たっては犯罪被害者等の精神的支援、児童福祉、教育支援、住宅支援等、住民課だけでなく各課等の連携も必要となるため、十分協議をした上で令和6年度中に責務、目的等を明記した条例、事務要領等を制定に向け取り組んでまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど申し上げました広島県内の各市町における条例に関しましては、見舞金として上限が30万円というものが制定されております。この見舞金についての本町のお考えとしては、まだ協議に入っていないというところはあるとは思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 見舞金等につきましてですが、現在条例が制定されていないことで令和6年度の当初予算にも計上はさせていただいておりません。条例が制定し次第、見舞金等、金額等につきましても他の市町等を参考にさせていただき、条例の制定事務要領の制定に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば廿日市市、府中町では、見舞金制度のみということで条例制定はないんですけれども、見舞金制度のみという市町もあります。条例制定に関しましては時間がかかるということで、例えば見舞金制度を先に、要綱で足りるのかは分からないんですが、それを制定して、条例については時間をかけて練っていくという方法があるのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 見舞金の事務要領の制定についてですが、やはり条例があって、その中で事務要領を定めて見舞金の額等につきまして制定するというのが基本となると思いますので、条例制定を早急に取り組んだ上で事務要領等でその金額等も定めていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 犯罪の被害に遭うのはいつ、どこで、どなたが被害者となるかということとは分からないことですし、先ほども申し上げましたが、本町では事件、事故が少ないんですけれども、町外に行ったときに被害者になる可能性もあるということで、なるべく早めに条例制定に向けて動いていただきたいと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目の質問です。

放課後子ども教室について。近年、大崎小学校の放課後子ども教室で定員30名を超える利用希望者がいることから、低学年の利用を優先し、令和4年4月からは小学校4年生から希望しても利用できない状態で、令和5年3月には新3年生が入会保留となる通知がありました。これについては一般質問でも取り上げましたが、保護者や町民の方から改善を求める要望書が出されたことから、新3年生は利用できることになりました。

保護者や町民の方からは、また来年も同じことが起きるのではないか、放課後子ども教

室を利用できなくなると祖父母や親戚など預けられる人がいないから仕事を辞めないといけなくなる、3月に入ってからその次の学年が上がった4月から利用できないと言われても仕事の都合がつかないという不安の声や、東野小や木江小は小学校6年生まで利用できるのに、大崎小だけ低学年しか利用できないのはおかしいという疑問の声、大崎上島町は子育て世代や子供たちが住みやすい町にする視点や配慮が足りていない、子育て世代への支援の考えが時代に追いついていないという指摘もあります。一般質問でも何度も問題点を上げ、早急に改善を求め、対応策についても提案してきましたが、改善されませんでした。

次のことについて伺います。

(1) 来年度の放課後子ども教室、わくわく大崎教室の運営はどうなるのでしょうか。新3年生、新4年生は利用できるのでしょうか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の放課後子ども教室についての質問にお答えします。

令和6年度の大崎教室の運営につきましては、入学予定の新1年生の教室への入会意向調査、これを実施するとともに、現行の入会児童の来年度の入会意向調査を今月実施をして、まず入会希望者、この数の把握に努めたいと考えています。その後に質問にあります新3年生及び新4年生の利用について、教育委員会事務局と放課後子ども教室スタッフを交えた放課後子ども教室運営会議の中で検討していきたいと考えております。

また、大崎教室の運営場所となっております教室の追加確保、これに取り組み、教室の運営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 意向調査はまだ終わってないということで今月中に行うということとで答弁いただいたんですけども、教室の追加ということで先日の委員会の際に大崎小学校の空き教室1教室を確保できる見込みという説明があったかと思うんですが、この点についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 大崎教室の追加教室の確保につきましては、放課後子ども教室だけの問題ではなくて、現在大崎小学校を借用しております広島県立三原特別支援の大崎分教室、この問題もありますので、教育委員会でいいます放課後子ども教室、そして広

島県の教育委員会の支援学校の分教室、そして今福祉課のほうで旧大崎幼稚園で放課後デイの事業を行っております。この3者で連携をして、3者が令和6年度、ウィン・ウインの関係になるような形で今調整を進めているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今まで運営として3年生、4年生を受け入れないという結論に至った理由としては、場所がないということとスタッフがいないということでご説明いただきましたが、この教室の確保ができて人員を受け入れられるとなった場合にスタッフを追加で採用する必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 一番課題になっているのが、やはりスタッフの確保だと考えております。現行でも大崎教室につきましては常勤のスタッフがすごく少なく、臨時、週に何回かシフトで来ていただいている方を寄せ集める形で何とか回しているというような状況です。そのシフトで調整がつかない場合は、社会教育係の係員が教室のほうに出向いて何とか運営しているというような状況でありますので、令和6年度のスタッフの確保につきましては、年明け2月以降募集等が始まると思うんですけれども、それに先行する形で教育委員会のほうでやっていただければいいというのは口コミも含めて取り組んでいきたいと思っております。重ねて答弁するようになりますけれども、一番の問題はスタッフの確保だというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど利用者の意向調査をするということで、今のお話ですとスタッフの募集が2月にあって、決まるのは恐らく3月となると思うんですけれども、その場合にスタッフがじゃあいませんとなりましたら、意向調査をして教室も空いていて受け入れられるキャパはあるけれども、スタッフがいないから受け入れられませんという事態になるとしたら、今までと同じことですよね。3月になってから入会保留という通知を出すということになるのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今、そのスタッフの確保について懸念材料があるというふうに申しましたけれども、やはりこれは先ほど言いましたように一番大きなその課題をクリ

アしなければならぬ問題でありますので、今現在で確実に確保できるといったお答えはできません。頑張っていくというような形です。

森議員が言われる、取組をしてスタッフの確保ができなかった場合に、例えば3年生以上が受入れが不可能になるっていうふうなことは避けたいと思いますけれども、これはまず当たってみてやっていくということしか現段階では答弁はできません。よろしくお願ひします。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの質問要旨の中にもありましたけれども、3月に入ってから4月から利用できないと言われても仕事の都合がつかない、これはもう保護者の方がお仕事をされていて、実際に困った状況になるということは目に見えております。スタッフの確保につきましては今までと同じようなやり方をしてもなかなか急に人が増えるわけではないと思いますので、以前一般質問でも提案させていただいたんですが、例えば時間を区切って早い時間1時間2時間だけ出てもらうですとか、地域の方にボランティアとして、ボランティアが有償か無償かは分かりませんが、見守りをしていただく、もしくは海星高校の生徒さんに放課後お手伝いをしてもらうなど、今までと違ったことも同時進行で考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今おっしゃられた内容は、これから後の放課後児童クラブ、放課後子ども教室、この関係にも当たっていくと思うんですけども、例えば放課後子ども教室というのは今現在は子供の宿題も指導するっていうような、実際に言いますと児童クラブが行うべき内容も今教室のほうで行っているというふうなことがあります。そういった場合、その身分も会計年度任用職員という形で雇用をしていますんで、例えば子供の俗に言う安心・安全の部分だけを見守っていくっていうふうな、要は今のスタッフをフォローする立場の方っていうんですか、そういったところを検討していかないと人員は確保できないかなというふうなこともあります。ただ、そういった流れで令和6年度を迎えるっていうような形にはなっておりませんので、このあたりについては人員の確保について3月になって人員が少ないからっていうようなことのないように早めに取り組むとともに、見守りの関係の部分について検討していきたいと思ひます。

ただ1点、以前の森議員の質問で高校生っていうふうなことも意見をいただいたことがあるかと思ひますけれども、高校生については学校の時間帯、放課後っていうような形に

なっているけれども、放課後子ども教室、子供の安心・安全、命に関わることもありますので、今現在は高校生に手伝っていただくというようなことは考えるべきでないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、先ほどから繰り返すようになりますけれども、人員確保について取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （3）の質問にも関わってくるんですけども、放課後子ども教室というたてりではあるんですが、先ほどの内容としては放課後児童クラブとして運営しているというお話があります。本来の放課後子ども教室というものは実際どのようなもので、どのようなスタッフが勤務する、もしくは見守りするというものなのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 放課後子ども教室は、一般論で言いますと地域に居住されている住民の方、お年寄りも含めて、そういった方々で子供たちを見守っていくというふうな取組だと思います。ただ、この雇用関係について令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されたことによって、それまでは放課後子ども教室のスタッフは臨時的任用職員という形で雇用をしてたわけなんですけれども、令和2年度の公務員の法改正に伴いまして会計年度任用職員に位置づける必要があるということで、若干位置づけることによって気軽に来ていただくというフットワークの軽さっていうのはなくなっているのかなというふうに思います。今スタッフの不足っていうふうなことも踏まえて、会計年度任用職員という枠にとらわれない形でお手伝いしていただくシステムというんですか、こういったものを考えていかないと、子供さん、入会希望者を見守るっていうことはできないので、これについては検討していきたいと考えています。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど高校生による見守りは考えられないということでお話があったんですけども、例えば以前であれば放課後子ども教室、夏休みなどに町外の大学生などのグループが来て子供たちと一緒に遊ぶ日があったりとか、高校生と大学生の違いというのはあるかもしれないんですが、実際兄弟、お兄ちゃんが中学生で、中学生のお兄ちゃんと一緒に来て遊ぶということもあるわけなので、高校生だから、アルバイトとして

雇うかどうかというところにいきますと話は別かもしれないんですが、そのような見守りとして高校生に来てもらうということができないということはないのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森さんの言われる内容っていうのは、なるべく大勢でやっていかないとスタッフの確保はできないというふうなことかと思います。これから、当然今来ていただいているスタッフの方は継続をお願いして、新規の方っていうのを勧誘をするとか声をかけていくというような形になると思うんですけれども、そこでなかなか、この間も勧誘の作業っていうのは続けてたわけなんですけれども、なかなか人が集まらない、今の現状のままであるというようなことも踏まえて、いろんなハードルの高さがあるのかというのは認識をしております。

これをじゃあどういうふうに改善するかということなんですけれども、このあたりについては今のその体制にとらわれなくて安心・安全の部分の確保できる手法というんですか、こういったものを検討していきたいと思います。ちょっと時間が、ただそうは言いながら、なるべく早いタイミングで善後策を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私自身、放課後子ども教室で7年間臨時のスタッフとして仕事をしておりましたので、状況が分かるんですけれども、大崎教室のように30人の子供たちがいる中で、中で遊びたい子も外で遊びたい子もいる。外で遊ぶにしても遊具で遊びたい子もいればボールでキャッチボールをしたい子もいる。いろんな子供さんがいる中で、1人でも2人でも見守る目があるっていうのは、やはり安全管理の面で言っても今の限られたスタッフだけで見るとは子供たちの安心・安全を確保するという点でも有効ではないかと思います。その点につきましては方向性としては正規の職員がいればそれにこしたことはないと思うんですけれども、現状これは何年間もなかなか採用するスタッフが足りていないっていうことがありますので、このあたりに関しては積極的にいろんな機関と働きかけをして進めていく必要があると思います。

前回の一般質問のときに福祉課長にお伺いしたんですが、子育て世代の方が時間を短くお仕事をやるシステムなどがありますというか、奈義町のことでご紹介させていただきまして、そのような放課後子ども教室は今2時から6時の勤務ではないかと思うんですが、

お子さんがいらっしゃる方たちは6時までの勤務っていうのはなかなか難しいんです、お子さんを迎えに行くですとか。ただ、2時から3時までは大丈夫とか4時までは大丈夫っていうこともあると思います。その点で前回お伝えしたように時間を区切って子育て世代の方々も参加していただくっていう可能性もあるのではないかと思います、これについては福祉課長か、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員の質問にお答えします。

まず初めに、（3）番のところで、町長部局の福祉課が担当になる放課後児童クラブとの一体型として運営されておるということがありましたが、こちらのところ、付け加えさせていただきます。

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業という名称で児童福祉法第6条の2第2項に規定されております。その規定の内容は、共働き家庭の児童であって、小学校、おおむね1年生から3年生を対象として放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するものです。こちらのほうは放課後児童指導員の専任が配置が必須となり、40人ごとにお二人、この放課後児童指導員というのは保育士や社会福祉士で、国の研修を受けた方が対象になります。

以前はこの形で行っていたんですが、この指導員の専任の配置が難しいことや、共働き家庭だけではなくいろいろな子供たちの見守りを行うということで放課後子ども教室に発展して移行しております。ですので、今現在大崎上島町では一体的な運営ではないんです。一体的な運営をしようと思いますと、放課後児童指導員の配置も必要になりますので、放課後児童クラブが難しいから発展的解消して放課後子ども教室になったというふうには私は認識しております。まずはこのこと。

先ほども前回の一般質問でもありましたが、今後福祉課としても子育て世代の働き方や子育てする方に対するの利便性を図るため、令和6年度から子育て支援計画を策定をさせていただきます。その中で町としてどういったサポートができるかというのをまた皆さんと一緒に協議をしていきたいと思っておりますので、それで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、（2）の質問に移ります。

9月議会の一般質問では12月までに放課後子ども教室についてアンケートを実施する

と答弁がありました。実施されたのでしょうか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 昨日になりますけれども、12月11日から実施という形で進めております。

お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私のほうでも保護者の方からアンケートをやると言っていたけれども連絡がないと聞いていたので、アンケートが来たら連絡をくださいということ。今朝連絡をいただきまして、保護者の方から、アンケートの内容も送っていただいたんですけれども、このアンケートについては集計をして公表する予定はありますか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 一応締めていろんなご意見が出てくるかと思えますので、集計内容について報告をしたいと思えます。

集計内容の中で教室の改善に伴う意見とかそういったものにつきましては、運営会議のスタッフの中でこういうふうに行っているというふうな形ですぐ検討できる部分と、突っ込んだ形で保護者の方の意見を聞く必要もあるかというふうな事柄もあるかと思えますので、臨機応変に対応したいと思えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） このアンケートの提出方法につきましては、同封の封筒にアンケートの回答用紙を入れてお子様に預けてください、教室で受け取らせていただきますということになってます。アンケートの内容に関しましては、中には共同活動サポーターについて問うところもありまして、具体的ではないにしろ例えばやや不満である、もしくは不満であるというような選択をした場合に、お子さんを経由してスタッフに直接渡すとなりますと、アンケート自体には名前を書く欄はないんですが、小学校の名前と学年を書くようになっています。アンケートとして提出するときに、そのように見られるかもしれないと保護者の方が思うような状態で回収すると、なかなか本心を書けない方もいらっしゃるのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今言われるような懸念材料もあるかと思えます。なかなか本音の部分とそのアンケートの中で酌み取りにくい部分という内容について、じゃあそのアンケートの中でどういうふうにやっていくかということにもなるとなかなか難しい状況がありますんで、そういった方については毎日子供さんを迎えに来てくださったときのスタッフとのやり取りとか、そういった中でスタッフ側のほうに解決しなければならないような問題があれば意見を聞かせてくださいといったことを保護者の方々のほうに啓発というかPRをして酌み取っていく、そういった形で意見聴取をできたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば私がスタッフとして働いていて、私のやり方が何かまずいところがあって保護者の方が何か言いたいことがあるとなった場合に、私にアンケートを手渡して、森さんがこうこうなんぞでっていうのを書いてあった場合に、なかなかそれは難しいのではないかと思います。先ほどの課長の答弁ではちょっとずれているところがあるかなと思うんですが、例えば社会教育課のほうに直接手渡すという提出方法でも可能ですとか、教室に直接持っていかなければいけないという方法以外の提出方法も考えたらいいのではないかと思います。既にこれは配付はしてあると思うんですが、提出期限が12月25日ということですので、スタッフを通して保護者の方たちに、こちらでも受けましますし教育委員会のほうに行っていただいても、ポストの投函もあるかもしれませんが、そのようなことを周知するというのもあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 昨日から配付をして、早い方についてはもしかしたらその回答いただくというふうなケースがもう発生してるかなと思いますけれども、今言われたような内容で事務局への伝達というんですか、そういったものは考えてみたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、（3）番、先ほど福祉課長にも少しお答えいただいているんですけれども、（3）番に行きます。

本町の放課後子ども教室は、児童福祉法における放課後児童健全育成事業として町長部

局の福祉課が担当課となる放課後児童クラブとの一体型として運営されておりという点に関しては、先ほど一体型ではなくて放課後子ども教室になっているということです。少子化の影響や働き手不足の大崎上島町の子育て世代への支援施策として重要なものと考えられますが、数年にわたり問題が解決しないことを町としてどうお考えでしょうか。教育委員会で問題を解決できないのであれば、町長部局でも子育て支援策として何らかの対応が必要と考えますが、町長もしくは福祉課長のご答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） ご質問にお答えいたします。

これまでの一般質問等で放課後子ども教室の人材スタッフが足りていないことは福祉課としても認識をさせていただいております。また、福祉課においても今後障害をお持ちの方の放課後等デイサービス事業という新たな事業も計画をさせていただいて、その運営スタッフのそういったことにも頭を悩ませているところです。また、こういった方々、町の事業の足りないところの人材を補足できる今事業を令和6年度の予算要求に向け今考えさせていただいているところもありますので、またそういった新たに考えているそういう人材をうまく活用できるものがあれば、その人材を放課後子ども教室のほうにも派遣できるかと思われますので、そういう事業を進めていこうと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今福祉課長がお答えいただいた新たな事業に関しましては、委員会のほうでも特に説明はまだされてないことだとは思いますが、これに関しましては教育委員会、教育課長などと連携は、このようなことを考えていて放課後子ども教室のスタッフとして人員をサポートできるかもしれないというようなお話などはされてますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 今現在、まだこちらの検討事項でありますので、町長、副町長のほうにはお話をさせていただいてますが、まだ実際にこの事業を進めるという、まだ議会のほうにも説明はさせていただいておりませんので、教育委員会のほうにはまだ提案はさせていただいておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の件も含めて町長のお考えをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員の質問にお答えします。

この分野に限らず、人材不足というものは全国でも人材不足であるんですけど、とりわけ私どもの条件不利地域の中山間地域においては非常にどこも課題として取り組もうとしておるところでございます。その分につきましては、先ほど福祉課長が申しましたことも含めて、それよりももっと抜本的に何かいい方法はないかということは長期総合計画の中で検討させていただきますので、またその具体的なものについては議会にもお諮りしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 10月の終わりなんですけど、総務福祉文教委員会で視察に行きまして子育て施策などを見させていただいたんですけども、その際にも教育委員会のほうに保育ですとか子育てに関する職員を配置しているという市町村もありました。人員の配置ってということなんですけれども、教育委員会のほうで先ほど社会教育のほうで放課後子ども教室で足りなければ人員を出しているっていう話もあったんですが、教育委員会の先ほどのアンケートですとかいろんな事務作業も多いと思います。教育は町の中でも大事なところだと思うので、先ほどの人員確保はなかなかどこでも難しいということもあると思うんですけども、教育委員会のほうにもう少し人員のサポートをするような考えはないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 人員と予算につきましては、町長部局のほうで査定をした中で配置をさせていただいております。その中で特に人員につきましては、今新規採用職員というものを毎年やらせていただいているんですけど、今年度につきましては辞退者が少ないというか、島のために何とかやりたいというふうな方が増えてきたというふうに感じております。そういう意味で教育の島というこの大崎上島のブランド化というのは全国的には非常に広まっております。そういった中でぜひ協力していただきたい人ということをどのように募集するかは、これからいろいろ考えていければ多分今ご質問いただいた部分の人材確保であらゆる手を、子育て支援という意味を含めてやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大きく2番目の質問については以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

2時15分から再開いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

森 ルイ議員。

○8番（森 ルイ君） 3番目の質問に移ります。

総合教育会議について。大崎上島町総合教育会議設置運営要綱によると、第1条に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携し地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大崎上島町総合教育会議を設置するとあります。第2条には、協議することとして、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。2つ目として、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策。3つ目として、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置が上げられております。第8条には、町長は法第1条の4第7項の議事録に次に掲げる事項を記載するものとする。議事録の記載事項を定めており、町長は議事録を作成したときにはこれを公表するものとあります。次のことについて伺います。

（1）町のホームページを検索すると、平成30年に開催された総合教育会議以降の議事録が見当たりません。この件について教育委員会に対しても何度も指摘しましたが、いまだに改善されない理由について伺いますと質問通告を11月30日に出しているんですが、12月8日付で町のホームページには掲載されておりました。それは確認しましたが、このように事務が何年にもわたって遅れた理由について伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の総合教育会議についての質問にお答えします。

ホームページにつきましては公開までに時間を要したことは申し訳なく思っております。その遅れた理由なんですけれども、過去の総合教育会議の議事録のデータといったものがきっちりできてない部分もございました。最近やった総合教育会議について、やはり時系列で示すっていうふうなことがありましたので、令和2年度以降行ったものについて

も今回12月8日まで延びてしまったというふうな状況でございます。これについては申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ホームページを確認しますと、平成30年度の後令和2年度となっております。平成31年度がありません。また、令和4年度についてもありません。これについては会議を開催されなかったということによろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） はい、その2か年については会議を開催しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ほかの市町の総合教育会議の議事録の記載方法なども確認しますと、会議を開催しなかった場合に関しては、例えば令和4年度という記載があった後に会議を開催していない旨を記載していることがほとんどだと思われます。このように町民もしくは町民じゃない外部の方でも、町のホームページに掲載する際には情報としてはこのように空いていると、ただ単に忘れていいのか、会議がなかったから掲載がないのかというところが分からないので、その点は記載方法を改めるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） おっしゃる内容で開催できていない年度については開催をしていないというふうなことを明記をして、ホームページ上で総合教育会議のこの間の取組について閲覧していただいた方々に分かりやすいような内容に修正を行います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） このように事務の遅れが多々見られますと、先ほど閑田議員の質問にもありましたが、学校の統廃合についての検討などに関してもこれから山ほど考えることが出てくると思うんですけれども、このように総合教育会議の議事録ですら数年放置されるという状況で、5年後、10年後を見据えた教育の在り方について検討が果たしてきちんとできるであろうかと心配になるころでもありますので、このような事務の遅れがないようにしていただきたいと思っております。

(2)に移ります。

谷川町長が就任してから約半年後の令和5年11月7日に令和5年度第1回総合教育会議が開催されました。会議内容については町民に情報公開する必要があると考えますが、会議内容についてご説明いただけますか。これに関しても12月8日に町のホームページには公開されまして、先ほど閑田議員の質問の中でも町長の答弁で会議内容に触れているところもありましたが、追加もあるかもしれませんので、ご答弁をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 本年度第1回目の総合教育会議は、町長、教育長、教育委員4名の出席の下、11月7日に開催をされました。内容につきましては、少子化に伴う教育の在り方、これを議題にしまして、教育委員会事務局より資料1として平成26年度から令和5年度までの出生者の数を、資料2としまして令和6年度から令和12年度までの小学校入学の予定者の数を、資料3として平成30年度から令和5年度までの小・中学校の児童・生徒数の推移をそれぞれ表にまとめ、少子化が進行している状況により一層拍車がかかっているということを説明し、そのような状況を踏まえた上で今後の教育の在り方について出席委員より意見を伺ったところでございます。

各委員からは、それぞれの学校の特色を生かした子供たち一人一人に応じたきめ細やかな指導ができるような学校を目指してほしい。小さな学校、大きな学校のメリット、デメリットを考える必要がある。今いる子供たちがいかなる環境で教育を受けることができるかを第一義に考えるべき。今いる子供たちをしっかりと社会に送り出せる教育とは何かを議論することが大切。子供に寄り添った教育を期待している等の意見が述べられました。

これらの意見を受け、教育長からは、まず基本に置かなければならないのは今いる子供たち、大崎上島で生まれ育っている子供たちにとって最も有益な学習環境をつくるということは外せないと述べ、町長は、統合ありきではなく今何が足りないかということを整理しながら保護者の意見を聞いていくことが必要、保護者や地域の人々の声を聞きながら議論していただきたいと述べました。

会議の詳細内容につきましては、12月8日付で総合教育会議の議事録を町ホームページに公開しましたので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今のご答弁の中に資料1、2、3ということがありましたが、ホームページに載っている議事録にはそのような資料がありませんので、その資料も併せて

掲載することによって今後統合するのかどうかということで検討していく、理解を求めるといふことであれば、データとしてこのような出生率で何年後の小学校の入学数はこれぐらいになりますというようなデータも併せて公開する必要があると思いますが、これについて資料を議事録のホームページのところに添付するお考えはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） そのようにしてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町長にお伺いしますけれども、就任されてから半年後に第1回総合教育会議ということで、もう少し早く開催してもよかったですのではないかと思います、半年後に開催したというのは妥当であると考えられますか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今のご質問にお答えします。

早いか遅いかという意味では、すぐにでもという気持ちはございました。しかし、どのような形で進めるかに当たっては総合教育会議という形のをまず私が理解するのに少し時間がかかりました。しかし、そうはいっても、教育委員の進行というよりも少子化というデータの部分は町長部局のほうからデータをいただいております、少子化に対する対応はしなければならないということの危機感は非常にございました。そういった中で、教育委員会とも相談しながら、その日程が、私とその相談をもっと早くできればよかったとは思いますが、夏にそういう相談をすることがやっと私の中で整理ができてさせていただいたということがございます。そういう意味ではすぐにでも着手すべきであったというご指摘には、まさにそのとおりだったと思いますので、その遅れたというのは私が新任としていろいろなものを把握するのに時間がかかったということがございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 谷川町長は教育行政に関わっていたわけではないということもありますし、新任、就任してからやることは山ほどあると思いますので、逆に教育長のほうから町長が就任されたときに、本来その総合教育会議を招集するのは町長なんですけれども、このようなものがあってこういう内容について話す必要がありますですか、今の教育の現状についてはこうですというようなお話をされたことはありましたか、教育長にお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 森議員のご質問にお答えします。

町長とは数多く話をする機会を取っているんですけども、緊急性や重要度を考えてみて、その時点で、その時点というのは就任当初です、総合教育会議を開催するというような意図が私の頭の中にはなかったことは事実です。その後、数か月たって、町長の思いと私の思いがほぼ一致した段階でそのような話になったというふうに記憶をしています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 最近の各首長選挙、市長ですとか町長選挙のときには、教育をどうしていきたいということを掲げて選挙に出られる方もいらっしゃいます。その点を考えますと、町長の方針として教育をどうしていきたいという考えがあるのではないかとは思いますが、それを反映するためのものとして教育大綱があると考えます。

（3）番目の質問に行きます。

教育大綱は平成31年までのものしか見当たりませんでした。これは町のホームページです。令和5年度第1回総合教育会議では教育大綱の話は出ていなかったと思いますが、教育大綱策定についてどうお考えか伺いますということで、教育大綱につきましても先ほどの総合教育会議と同じく12月8日に町のホームページに掲載されておりました。総合教育会議の中では教育大綱の話が出ていなかったんですけども、私の考えとしては、町長が替わられて、前町長が3期務められていたということもあり、教育の方針など急に大きな転換をするというのなかなか難しいと思うんですけども、改定すべきことはあるとは思いますが、総合教育会議で教育大綱の話が出ていなかったというところで、町長のお考えについて伺います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今の教育大綱についてのご質問にお答えします。

今現在、前の前の大綱が平成27年度から平成31年で、続きまして次は令和になって6年度の末まで現教育大綱があるという中では、その現大綱を尊重した施策の体系ということしか、大綱を見たときには今あると、我々としては長期総合計画もあと一年4か月あると、同じような状況で感じたところが正直ありました。ですから、これを基にして、本来ならば基本計画とかいろいろな教育委員会、法に沿ったものがいろいろあると思います。それとか推進プランも毎年つくっておられるということなんですけど、実際そこら辺

のところは教育委員会としてまず動いておられるということをまずは私なりに把握をしたということが正直なところでございます。

ですから、この大綱は今あると。じゃあその大綱に代わってこれをどうするかというのは今日議会のほうでも答弁させていただきましたけれども、やはり期間のある部分の後の大綱になるという形での話を12月22日に第2回目を開催させていただきます。その中でこの大綱についてのこの議会での対応も含めて説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ホームページに掲載されておりました教育大綱を確認したんですけども、平成27年から平成31年度までの教育大綱と、令和2年度から令和6年度までの教育大綱があり、ほぼ同じなんです。私は令和2年からはつくっていなかったのではないかと思いついて見ているんですけども、掲載されていたので、確認したところ、ほとんど変わっていないと。ただ、時代は変わっているので、このようなことは何か取りあえずここを載せておこうかなみたいな形でやったのではないかと勘ぐってしまったんですけども、これについて教育大綱は総合教育会議で町長と教育長、教育部局と教育行政と共に話し合うということになっているんですが、令和2年度から令和6年度までの教育大綱を策定するに当たって平成31年は総合教育会議を開催していないという先ほど答弁がありました。どのように令和2年から6年の教育大綱ができたのかというところが疑問なんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 第2次の教育大綱は令和2年度から令和6年度で、時系列で言いますと令和元年度の総合教育会議で承認を得る形で本来策定するというふうなことだと思うんですけども、先ほど言いましたように31年度はその開催をされていないというふうなことがありました。

私が教育委員会のほうに異動になっていろいろ事案を調べていくうちに、そういった状況になっているといったものが分かりました。本来、総合教育会議で承認を得ていないものというふうな形になるんだと思うんですけども、2から6の大綱については示すべきということで、多分これについては総合教育会議の中でというよりも町長決裁で承認をされたものを今回発表したというふうな受け止めています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 残り3分ほどなので急いで行きますが、教育基本法の中に教育振興基本計画というのがありまして、第17条に政府が定めるものとしてありまして、それを受けて地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないというのがありまして、このように教育振興基本計画が令和5年6月16日に閣議決定されております。そこで大きく変わっていると思いますので、このように令和2年から令和6年度と年度としてはまだ該当する期間ではあるんですけども、コロナ禍を超えて時代も大きく変わってますし、ICTなどもありますので、町長が次回22日の総合教育会議のときに今後の教育大綱なども考えられる際には、この教育振興基本計画についても参照されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 本来ならば教育委員会として答えるべき事項かとは思いますが、その振興計画は文科省のほうにおいてその変更になったというのは法律を読めば私も承知はしております。ただ、それになったものがどうかという意味については私もそれ以上は把握はしてなかったんですけども、しかし今森議員がおっしゃるように大綱をつくるというのは議事進行を私がさせていただくという形になりますので、進行役としては今おっしゃる意味を十分踏まえた上で、もし振興計画が仮にあったとしても大綱によって年度途中で変えることができるというふうにその中に書いておりますので、そういうことの趣旨を勘案しながら、できるだけ早く大綱をつくれたらいいとは思いますが、多分これも先ほど冒頭、閑田議員のところでも答えたように時間がかかる部分があるので、どこまでかけるかというのは今の段階ではいつということとは言えないですけども、早々に取り組んでいくということには間違いなくということで、本日お答えできるのは以上だと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日13日も9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

閉会します。

午後2時36分 散会